

共同的な林野管理の展開と持続への条件に関する研究

佐々木 一也*

Studies on the development of communal forest management
and necessary conditions for sustainability

Kazuya Sasaki*

序章	20
第1節 研究の背景と課題設定	20
第2節 論文の構成と研究の方法	22
第1章 地域資源の共同的管理論の検討	26
第1節 地域共同管理論	26
1. 地域資源管理のあり方の検討	26
2. 地域共同管理の展開	26
(1) 地域共同管理について	26
(2) 地域共同管理の主体	28
(3) 地域共同管理主体としての「むら」	30
(4) 農林業センサスにみる集落の概貌	32
3. 地域共同管理の課題	41
第2節 地域共同管理の視点からみた森林資源	44
1. 森林資源を捉える視点	44
2. 森林資源管理の担い手および森林資源の社会的管理	45
(1) 森林資源管理の担い手	45
(2) 森林資源の社会的管理について	46
3. 所有と利用の矛盾と森林資源の共同管理	47

Received February 4, 2010

Accepted April 12, 2010

* 岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター

第2章 林野の共同的管理の歴史と新たな視点	53
第1節 入会林野について	53
1. 入会林野とその歴史	53
(1) 入会・入会林野・入会権	53
(2) 入会林野の成立とあゆみ	55
2. 入会林野の現在	60
3. 入会林野の展望	64
第2節 林野の共同的管理とコモンズ論との関わり	67
1. コモンズとは何か — 捉える視点の整理 —	67
2. 林野の共同的管理とコモンズ論	70
第3章 財産区有林としての共同的林野管理 —陸前高田市の旧矢作町財産区有林—	80
第1節 背景と問題視角	80
第2節 矢作町財産区の前史	81
第3節 財産区の管理運営の展開	83
1. 管理運営基本方針の変化からみる運営展開	83
2. 財政状況の動き	85
第4節 昭和終期の財産区の利用状況	87
1. 昭和60(1985)年における利用の実態	87
2. 地域農林家と財産区有林との関わり	88
(1) 個別農林家と財産区利用(聞き取り調査結果から)	88
(2) 団体(集団)による分収林契約	90
第5節 旧矢作町財産区有林の現在	92
1. 財産区有林から市有林へ	92
2. 市有林移管後の旧財産区有林	93
3. 新たな取組として	96
第6節 小括	97
第4章 共有林としての共同的林野管理 —旧大東町の共有林(入会林野)—	103
第1節 背景と問題視角	103
第2節 調査地の概要および調査方法	104
第3節 旧大東町時代の共有林の概要	105
第4節 現在の旧鳥海村地区の共有林および市町村合併に伴う動き	106
第5節 地元地域の意識	109

第6節 小括	112
第5章 放牧林野としての共同的林野管理 —川井村の放牧林野—	119
第1節 背景と問題視角	119
第2節 調査地の概要および調査方法	119
第3節 川井村の肉用牛生産と牧野利用	120
1. 川井村における肉用牛生産の位置づけ	120
2. 北上山系開発事業	122
3. 川井村における放牧事業	123
(1) 川井村肉用牛生産の特徴	123
(2) 牧野組合の再編（公共牧場の再編整備統合）	124
(3) 青松牧野組合の概要	125
(4) 課題と今後の展開方向	128
第4節 国有林野との関わり	131
第5節 小括	132
第6章 第3セクターによる地域森林資源管理の展開	
—共同的林野管理の一形態 ～愛媛県旧久万町を例に—	137
第1節 旧久万町の概要と第3セクター設立の方向	137
第2節 第3セクター設立とその後の展開	139
第3節 第3セクター設立にみる一つの「共同性」	142
第7章 考察（むすびとして）	144
第1節 地域資源の共同的管理論と林野の共同的管理	144
第2節 地域事例にみる林野の共同的管理	145
第3節 総括	147
引用・参考文献一覧	151
謝辞	157
要旨	158
Summary	160

序 章

第1節 研究の背景と課題設定

平成13(2001)年、わが国の林野行政は、転換といってもよい大きな変化をみた。それは、昭和39(1964)年に制定された林業基本法の森林・林業基本法への改正である。これは、政策目的を大きく変えたという点で林政史上に特筆される大きな方針転換と捉えていいであろう。

林業基本法は、森林および林業に関する施策についての基本理念およびその実現に向けて国や地方自治体が果たすべき役割を明示しつつ、「林業総生産の増大」、「林業生産性の向上」および「林業従事者の経済的社会的地位の向上」を政策目的とした。これを受けて、わが国の林業施策は、林業の生産力を高めることを目的として木材の生産に重点が置かれ、高度経済成長を下支えするように、国土の約7割を占める森林から多くの木材を生産することに力が注がれた。

高度経済成長期が終わり、あまりにも急激であった経済成長の反動といえる公害問題など、人びとの生活環境への対策が急務となり、昭和46(1971)年には環境庁(現環境省)が設置されるに至った。外材の輸入拡大など林業・木材産業をとりまく状況も大きく変わり、森林に対する要請にも変化がみられ、木材生産以外の機能、すなわち保健・文化・教育面など多様な機能を発揮することが森林に求められていく。その動きを押し進めるように、昭和49(1974)年に森林の公益的機能の充実を目的として森林計画制度の改正が行われ¹⁾、昭和61(1986)年には「林政の基本方向」と題する林政審議会報告が答申され、より公益的機能に配慮した森林造成を指向する「森林整備方針の転換」を図ることとされた。そして平成2(1990)年の林政審議会答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」を受けて流域管理システム²⁾の考え方が提起され、翌平成3(1991)年に森林法が改正されている。冒頭で“大きな方針転換”とした森林・林業基本法への改正まで、昭和49(1974)年の森林計画制度改正から27年、平成3(1991)年の森林法改正からでも10年を要したことになる。

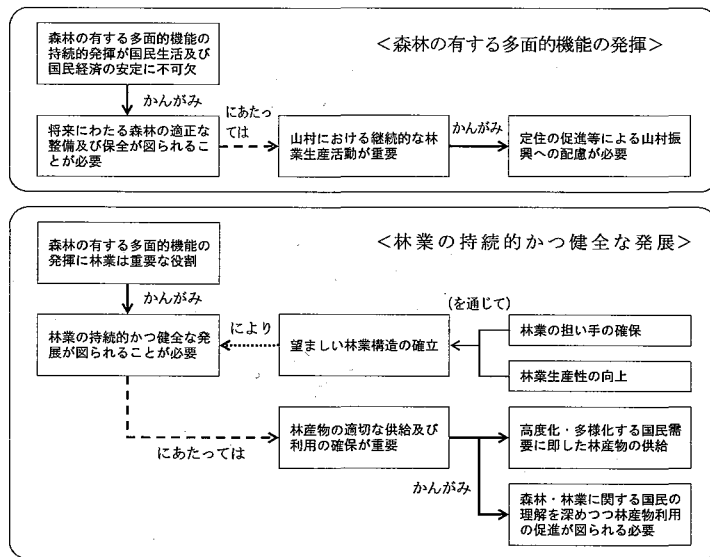
その間にどのような動きがあったのか。この動きに関しては多くの解説がなされているが、やはり一番大きかったのは世界の動向であろう。地球環境問題が大きくクローズアップされるなか、平成4(1992)年の国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「森林原則声明」によって「持続可能な森林経営」の理念が提唱された³⁾。これを契機として、その後世界の地球環境問題対策は、COP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)およびそこでの京都議定書の採択⁴⁾、マラケシュ合意⁵⁾へと加速していく。わが国でも、京都議定書の着実な達成に向け、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」⁶⁾や「京都議定書目標達成計画」⁷⁾のもとに各種対策が進められている。そのように森林の多様な機能に対する期待が高まりをみせる一方で、林業・木材産業の低迷や森林管理の停滞など森林・林業をめぐる情勢の厳しさは深度を増していった。森林・林業基本法への改正は、まさにこのような状況を受けての対応だったといえる。林

野庁も法改正の背景として次の4点を挙げている。

- ①森林に対する国民の要請の多様化（水源かん養，国土保全，地球温暖化防止，レクリエーションや教育の場としての利用など多面的な機能発揮）
- ②林業を取り巻く情勢の変化（木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化や林業収入の低下）
- ③管理不十分な森林の増加（森林所有者の林業への意欲や関心が急速に減退）
- ④国際的な動向（「持続可能な森林経営」の推進に向けて，国際社会が一体となって取り組むことの重要性）

そして、「このような状況から，国民の要請に応じて我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう，木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し，国民的合意の下に政策を進めていくことが必要となっている」⁽⁸⁾と説明している。

このようにして森林・林業基本法は，21世紀の国家社会における森林・林業の位置づけを基本理念として明確化し，新たな政策を展開していくために改正された。その基本理念は，「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」である。この2つの基本理念を理解するうえで，いずれも「多面的機能の発揮」がキーワード（キーワード）となっていることがわかる（図－i）。大きな転換を目指して改正された森林・林業基本法，そこに掲げられた理念を実現し，目標を達成していくことはわが国の喫緊の課題であり，将来に向けて果たすべき責務ともいえる。



図－i 森林・林業基本法の理念

資料：森林・林業基本法をもとに筆者作成

だが現実をみれば、山村からは依然として人が減り、林業を業として成り立たせることの実現（林業の復興）はおぼつかなく、管理不十分な森林の増加は止まりそうにもない。しかし、「将来にわたり森林を適正に整備及び保全」していかねばならない。それをどのように担っていくのか。

その一つの方向として、また持続可能な森林経営のために、ミクロな地域々々で森林（＝資源）の維持・保全・管理が行われ、それらが積み重ねられていくことが重要である。そのため的手段として、また対応策として、共同的な管理が必要であると考え。なぜなら、個人に担わせるだけでは成果に結びつくことが難しく、あるいは個人が担うことに加えて共同的に担うことでより成果に結びつけることが可能であると考えられるからである。

共同的な管理のもとにおかれる森林は、ある主体が主体性をもって共同的に管理を行おうとするものと、主体性もたれずして共同的に管理されることが必然であるものに二分されよう。しかし、いずれの森林も、森林・林業基本法の理念のもとでは一定の水準をもって整備され、管理される必要がある。その実現における共同（共同性）について考察を試みる、それが課題設定の主たる背景である。

本論文では、4つの地域における森林の共同的な管理に関する実態・事例を調査している。それらについての考察を通じて、共同的な林野管理が「森林を適正に整備及び保全」していくうえでの対応として機能しうのか否か、その検証を試みたい。普遍性を備えた結論を見出すことは難しいが、考察を通じて林野の共同的管理について一つの視座を提示できればよいと考えている。以上が本論文の目的である。そして、林野の共同的な管理を指向するうえでの条件設定を行うことを課題とする。

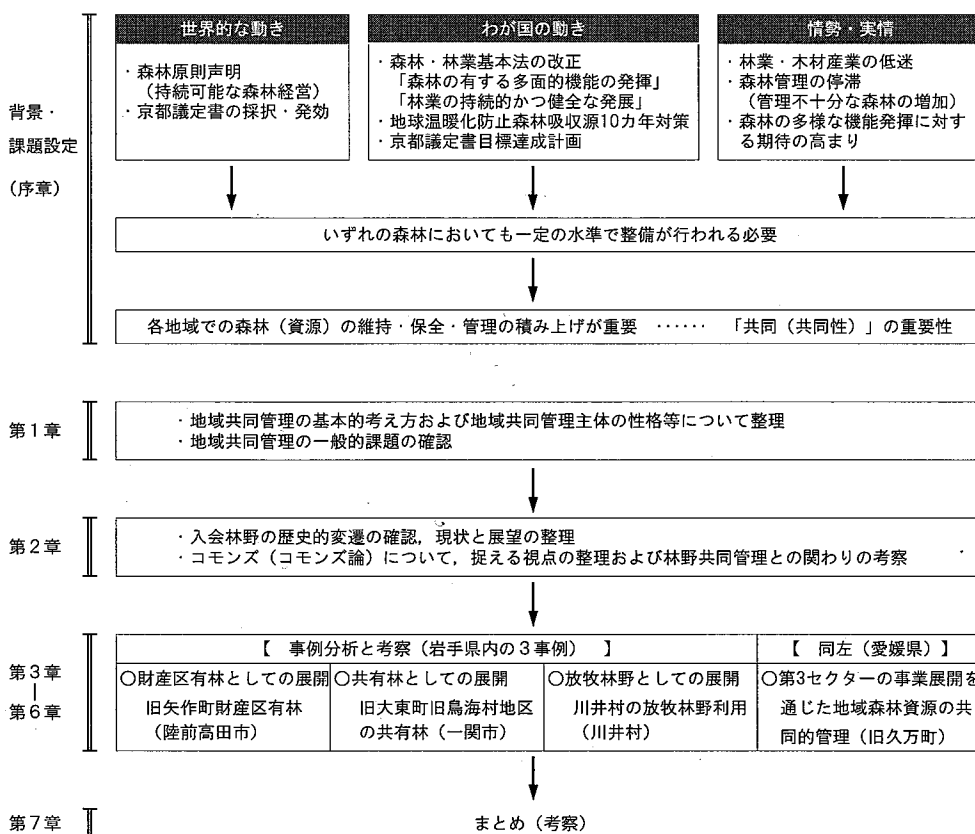
第2節 論文の構成と研究の方法

本論文は、全体で8つの章から構成される。本章に続く第1章では、地域の資源を共同的に管理するという考え方を理解するために、地域共同管理論を取り上げ、その基本的な考え方や地域共同管理主体の性格等について整理するとともに、今後における地域共同管理の一般的な課題を確認する。そのうえで、地域共同管理の視点から森林資源を捉える。その部分は第2章への導入にも位置づけているものである。

第2章は、いわば本論の具体的対象である林野（森林資源）の共同的管理について考察を進めるうえでの土台づくりである。「徳川時代における林野の大部分が、村落の共同利用にゆだねられた農用入会形態にあった」⁹⁾ように、林野（森林資源）に関する共同性を考えるうえで入会林野はきわめて重要な位置にある。そこで第2章では、入会林野の政策史も含めた歴史的変遷の確認をするとともに、入会林野の現状と展望を整理した。また、「新たな入会」とも位置づけられ¹⁰⁾、近年注目を集めてきているコモンズ（コモンズ論）に言及し、捉えるべき視点の整理と、林野共同管理との関わりについての考察を行っている。

第3章から第6章は、帰納的に論を進めるための実態・事例分析と考察であり、調査事例は岩手県内3事例と他県1事例である。帰納的とはいえ、林野の共同的管理・利用は著しく地域差、個別差があるため、一般的・普遍的な結論を見出すことは難しい。しかしながら、林野の共同的管理について一つの視座を提示するという課題に対し、これらの章は主要部分を構成している。

第3章では、財産区有林としての展開事例として、陸前高田市旧矢作町財産区有林を取り上げ、現在市有林に移管されているかつての財産区有林の展開を整理した。第4章では、共有林としての展開事例として、旧大東町（現一関市）の共有林を取り上げ、平成の市町村合併に伴ってみられた大きな動き——管理主体の再編・統合等——を整理した。第5章では、放牧林野としての展開として、川井村⁽⁴⁾の放牧林野利用を取り上げ、現在でも村の主要産業である肉用牛生産を支えてきた放牧利用の展開を整理した。放牧利用は牧野組合を中心に行われ、放牧地はその多くが国有林野であり、いわゆる国有地入会的な性格を有しているものである。第6章では、入会林野の性格からは離れるが、地域の行政・関係機関・住民が一体となって一種の共同



図一 ii 研究の流れと論文の構成

のもと、地域森林資源の維持・管理に取り組んでいる愛媛県旧久万町の事例を整理した。

以上を通したまとめを第7章で行っている。

第1章および第2章は、文献や資料の整理・分析を中心に行い、まとめた。第3章から第6章は、文献・資料の整理・分析にたつたうえで、地元農家や行政機関等の関係者への聞き取り調査（アンケート調査を含む。）等に重点をおいてまとめている。

なお、第3章の一部（主に第5節）は、平成20年度科学研究費補助金（奨励研究 No20925018）を受けて行った研究の成果である。

注および引用文献

- (1) 福島康記（2000）「第二章 構造行政」『戦後林政史』大日本山学会，東京，p.206。
昭和49（1974）年の森林法改正によって，森林計画は木材の生産，水源かん養，国土保全，レクリエーション，生活環境の保全，といった諸機能の調和的発展をはかるため，それぞれの機能保持にかかわる属地的誘導指標を策定することとされた（船越昭治（1981）『日本の林業・林政』農林統計協会，東京，p.213）。
- (2) 流域管理システムとは，森林の機能が発揮される場である「流域」を基本単位とし，森林整備水準の向上，国産材産地の形成という目標に向けて，民有林・国有林を通じて関係者の総意のもとに，その地域の特質に応じた森林整備，林業生産が着実に行われるようなシステムである（福島（2000）前掲稿，p.209）。①「緑と水」の源泉である多様な森林の整備と，②「国産材時代」を実現するための林業生産，加工・流通体制の整備の2つが政策課題として据えられている。
- (3) 1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCEDいわゆる「地球サミット」）において，世界規模での森林問題について活発な議論が行われた。その結果，21世紀に向けた持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」や，持続可能な森林経営に関する原則を定めた「森林原則声明」が採択され，森林問題に対処するための基本的な考え方，課題や行動提案が盛り込まれた（林野庁「モンリオール・プロセス 指標の見直し」(<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/purosesu/haikei.html>，2008.10.10)）。
- (4) 気候変動枠組条約（正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」）とは，地球温暖化防止のための国際的な枠組として，大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とするもので，平成4（1992）年に採択された。平成9（1997）年に京都で開催された同条約の第3回締約国会議（COP3）において，同条約の目的達成のために採択されたのが「京都議定書」である。京都議定書では，平成20（2008）年から平成24（2012）年までの5年間（第1約束期間）における温室効果ガス排出量を，原則として基準年である平成2（1990）年の水準と比較し，先進国全体で少なくとも5%，わが国につ

いては6%削減することを法的拘束力のある約束として定めている。([『平成19年度森林及び林業の動向』, p.54)

- (5) 京都議定書の運用ルール等を定めた文書。平成13(2001)年に開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)において決定された。このなかで、森林による二酸化炭素吸収量の算入ルールが定められ、わが国の吸収量算入の上限として1,300万炭素トンが認められている。([『平成19年度森林及び林業の動向』, p.58)
- (6) 地球温暖化対策推進大綱に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収量を確保することを目的に、平成14(2002)年12月に農林水産省が策定した、森林整備・保全や吸収量の報告・検証体制強化等に関する10年間の対策。(農林水産省「農林水産関係用語集」(http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/t.html#t30, 2008.12.28))
- (7) 「地球温暖化対策推進法」に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めたもの。我が国の森林経営による吸収量として1,300万炭素トン程度の吸収量を確保することを目標と位置付けたほか、温室効果ガスの排出源対策、森林整備等の吸収源対策、京都メカニズムの活用など、目標達成のための対策・施策などを明らかにしている。(農林水産省「農林水産関係用語集」(http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/k.html#kyoto, 2008.12.28))
- (8) 林野庁「森林・林業基本法制定の背景」(<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/kihonhou/hakei.html>, 2008.10.10)
- (9) 船越(1981)前掲書, p.13.
- (10) 井上真・宮内泰介編(2001)『コモンズの社会学』新曜社, 東京, p.218.
- (11) 本論文執筆後の平成22(2010)年1月1日に、川井村は合併して一関市となっている。文章上の平仄を考慮し、本論文では、旧川井村にかかる記述を平成21(2009)年10月1日時点のものとしている。

第1章 地域資源の共同的管理論の検討

第1節 地域共同管理論

1. 地域資源管理のあり方の検討

地域資源とは何か。通常、地域資源といえばその土地だけに賦存している天然資源や鉱物資源をイメージしがちであるが、より広くはその地域内に広がっている農用地や、森林や、河川(水)までも包括的にとらえることが多い¹⁾。これは七戸長生の弁であるが、その七戸が、永田恵十郎の地域資源の捉え方を次のように述べている²⁾。

(永田は)これに対して、こういった地域内に存在するもろもろの資源の間に存在する連鎖的なつながりを重視する。それだけではなくて、そこでの農林業を中心とする資源利用の営みが、地域資源の維持・存続に役立ち、ひいてはそれが国民経済的な公的機能の向上につながるという、いわば人と自然をめぐる網の目のようなつながりの総体を「地域資源」と呼んでいるのである。したがって地域の人々が永年にわたって作りあげてきた、その地域独自の資源利用のための「生活の知恵」も、その知恵を具体化させるための人々の組織的な活動のエネルギーや、活動のルールのあり方さえも、かけがえのない地域資源ということになる。(括弧内引用者)

本論では、「地域資源」をこのように捉えることとする。なぜなら、今日では農業・農地・林地等の有する多面的機能、つまり外部経済効果は農林業による資源利用によって維持され機能しており、地域資源の概念を極めて広くとることが必要³⁾と考えられるからである。

地域資源をこのように捉えた場合、その維持管理や利用のあり方を検討することは、単に株式会社のような新たな担い手の創造だけでは解決しない課題である⁴⁾ことがわかる。地域資源を積極的に利用していこうとする者にとって、利用しやすくかつ継続的に、そして合理的な経営を展開できるような地域資源管理のあり方を検討することが必要である。長濱健一郎⁵⁾が指摘するように、それは国民にとっては多面的機能として、また地域住民にとっては生活環境面において受益をもたらすものでなくてはならない。

その際、「所有」と「利用」が重要なキーワードとなるのではないか。そのことを念頭におきながら、「地域共同管理」にアプローチしていくこととする。

2. 地域共同管理の展開

(1) 地域共同管理について

地域社会にとって、共同管理の第1の基盤はその社会が占有する土地をめぐるものであり、土地は地域社会が展開する定住生活の空間的な受け皿であるとともに、住民生活のための資源

提供の場、生存環境そのものでもある⁶⁶⁾。そして、地域社会は「土地の共同」を契機として成り立つ⁶⁷⁾、とされる。そこでの「共同」の内容は、総有⁶⁸⁾とか本源的の所有あるいは近代的共有や公有とかの歴史的形態をとり、その担い手の組織も村落共同体から協同組合、さまざまな階層的・集権的組織の形態をとりつつ、所有と利用のそれぞれにわたって多様に展開してきた⁶⁹⁾。中田実⁷⁰⁾は、「土地を含む人間の環境的諸条件と人間との関係は地域社会の客観的、物質的基礎であり、これらの確保（所有および利用）の形態が、住民の生活の様式を根底において規定したが、この『所有』と『利用』の目的の実現のために働く能動的作用」を「管理」と呼ぶ。つまり「管理」とは、＜地域内の土地（＝資源、環境）を、構成員（＝関わりをもつ者）が継続して、目的に沿って有効に利用できる適切な状態に維持・改良するとともに、そのために構成員間の秩序を構築すること＞といえよう。そしてこれを「共同」的に行うことが「地域共同管理」であり、「地域社会の構造と機能を統一的に把握し、あわせてその機能の発展を住民の自治的主体形成として力動的に捉えるための概念」⁷¹⁾として「地域共同管理」が設定される。

では、具体的にどのような領域や事例が地域共同管理の領域にあるのだろうか。挙げられる事例を、関わる主体と関連させて整理したのが表-1-1である。これをみると、地域共同管理の対象となる領域がきわめて広範にわたることが明らかである。本論は林野を対象とするものであり、このなかの一部ということになるが、考察する視点は「環境保全」「土地利用」「生産基盤管理」といった領域との関わりが中心となるであろう。

表-1-1 地域共同管理の領域と主体

領域	公共	共同	団体	個人
環境保全	地域環境計画	町並み保全	公害防止協定	環境に優しい暮らし
土地利用	土地利用計画	地区計画	建築協定	塀の生け垣化
生産基盤管理	生産基盤整備	共有林、共同漁場	商店街振興	住民へのサービス
生活基盤管理	交通規制	コミュニティ施設	共同駐車場	浄化槽整備
生活協同	ごみ処理、水道	自主防災・防犯	生協・PTA	近隣親睦
地域福祉	ホームヘルパー	学童保育	子供会・老人会	在宅看護
地域文化	公民館事業	伝統行事継承	サークル活動	生涯学習活動

資料：中田実（1998）、p.28の表1-1を転載

ところでこのように地域内の資源や環境を共同的に管理する形態はけっして新しいものではなく、次章で詳述するように古くから行われてきたものである。無論、現在「地域共同管理論」と呼ばれる概念と同じ概念で捉えられてきたわけではないが、実態としてはかなり昔からわが国の地域々々で認められてきた形態である。もともと農林漁業生産上の共同の単位として、用水、林野、農道、地先漁場などの共同利用を行ってきた地域住民組織である部落会などのタイプのものでは、「共同」は生産・生活手段の所有および利用の「共同」的關係に基礎づけられ、

この関係を維持するためにさまざまな慣習や行事が行われ、それを通して共同体的規制がはたらいっていた。資本主義的社会関係の浸透はこの種の「共同」を解体させたが、現在なお地域の共有財産をもつ地域は少なくない。ただ、その内容が生産手段であることは少なくなり、宿命的な「共同」は解体し、一方で非農家も含めた全戸加入制の部落会のままで用水管理などを行うことが困難となり機能集団を組織していく例もみられる。こうして、共同体的な地域共同管理のあり方は、次の段階のものに移っていく⁽¹¹⁾こととなる。藤井勝は、2.(2)に詳述する管理主体の3つの段階(型)のうち1つのみを捉え、その地域管理にあった権利・義務主体の原理を現代の地域共同管理——今日求められている地域共同管理——にふさわしいものへと発展・転化させることを通じて新しい「共同性」を確立することが今日の課題である、と指摘するが⁽¹²⁾、それは管理主体がいずれの段階にあらうともいえることではないだろうか。

(2) 地域共同管理の主体

地域共同管理の主体を考える場合に、中田の整理⁽¹³⁾が参考になる。中田は大きく分けて次の3つの段階を経て、次第に地域共同管理主体が成熟していくという。第1段階は「共同体型」であり、第2段階は「所有者支配型」、そして第3段階が「共同管理型」である(図-1-1参照)。

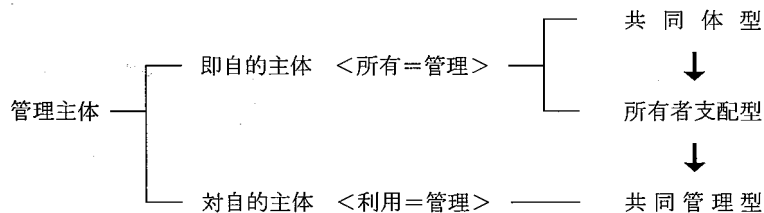


図-1-1 地域共同管理主体の展開 (イメージ)

資料：中田実 (1993), p.45 図1-1をもとに著者加工

「共同体型」の地域管理は、地域内での生産と生活が一体のものとして営まれ、住民はその地域組織(共同体)に属する「共同社会的生産手段」(共有林、溜池、漁場など)や「共同社会的消費手段」を、自らの共同所有物として一定の秩序のもとで共同して利用し、そのことを通じて地域生活と組織の再生産を行うとともに、そうした継続的利用を可能にするように共同してそれらの管理を行うものである。

この「共同体型」は、資本主義の発展によって「所有者支配型」に移行する。すなわち、地域内での階級分解の進行等により、生活諸条件の所有者と無所有者が生じ、生活諸条件の所有者=管理者と利用者が分かれ、これにより多様な住民間の関係は「所有」の原理にしたがって整序され、所有者が地域管理の主体、無所有者が客体となり、所有者層による地域支配の形態となるのである。

所有よりもその共同利用の側面が中心的な問題となる段階になると、「共同管理型」に進む。そこでは利用秩序の確立が独自に求められるようになり、不特定多数の利用者の要求が利用秩序を規定しはじめるが、それは利用者が管理者となる方向でもある。所有者が即自的に管理者たり得たのに対し、利用者が管理者となるためには、自己の対自化⁽⁴⁾と組織化が必要とされる。所有の体制そのものは変わっていないとしても、ここでは住民は地域の生活者＝地域の共同利用者としてあらわれ、このことによって地域管理への発言権を強め、地域管理の「共同」性の水準を高めてくるのである。

そして中田⁽⁵⁾は次のように主張する。

「所有者支配型」が所有と結びついた即自的な地域管理であり、無所有者はこの所有に従属する利用者であったのに対し、「共同管理型」では、住民は生活者＝利用者としての固有の立場から、主体的、自覚的に地域管理に参加しようとする。ここで「管理」といつてきたのは、たんに既存の諸施設の管理をさすだけでなく、地域管理として、地域生活に必要な諸条件の整備・維持・新設の取り組みを含んでおり、国や自治体に要求して行わせるものも住民組織として自ら行うものも含んでいる。生活としての地域利用の観点に立つ「地域共同管理」の方向は、「環境権」や土地公有の思想と対応するものであり、(略)

このような考え方を念頭に、もう少し具体的に主体像をイメージしてみる。表-1-2は中田が行った類型化を筆者なりに整理してみたものであるが、実際は表中の5に挙げられている

表-1-2 地域共同管理主体の類型

類 型	説 明
1 地域を代表する組織として地域共同管理を行っているもの	住民自治の単位組織をなす町内会、自治会等の地域代表組織。規模が小さく、弱小であるが、その地域において住民の生活が営まれていることが地域管理を必要とする根拠であり、小さなことがスケールメリット。
2 一部の住民のグループあるいは事業体として共同管理を行い、またはこれに参加しているもの	単位住民組織の内部組織として管理を担当するもの。専門分化した関心を対象に組織としても有機的に編成され、分業的に地域管理を担っている。地縁を軸に構成されている子供会や青年団、婦人会、老人会、PTA、さらに農協・森林組合・漁協、生協等のほか、旧村時代の不動産を個別組織をつくって権利解放しない事例などもこれに含まれる。
3 住民個人であるが、ボランティアに共同管理に参加しているもの	例えば住民による自宅前道路の清掃や雪かき、一人暮らし老人への日常的配慮や災害時の互助等が該当する。ブロック塀の生け垣化や町並みへの配慮など制度化されていく可能性が期待されるものもある。
4 行政が直接行うか、住民の行政協力委員に委嘱して間接的に地域管理を行うもの	一定の強制力をもちうることに民間による地域共同管理との違いがある。しかし、行政サイドだけで完結するものではなく、地域社会の対応との分担ないし協力のあり方が模索されている。また、環境保全の観点からは、地域共同管理への公共的責任と住民参加の徹底が進められつつある。
5 以上の複合協力によるもの	以上の諸主体が複合的に関与する形で地域共同管理が行われる。

資料：中田実（他）編（1998）、pp.24-27をもとに筆者作成

ように複合的な関わりをもって共同管理が行われることが多いといえよう。地域共同管理の機能はつねに多様な主体によって維持されているのである。そしてその主体間の関係も、共同・協力から対立的相補、さらには無関係での並立まで多様であるうえ、第3セクター、NPO、NGO等共同からさらにすすんで新たな性格の主体を創出することも多く見られるようになっており、主体のボーダーレス化ともいえる状況⁽¹⁶⁾にある。そのなかでは行政も例外ではない。黒田由彦がいうように、地域資源の利用を共同的に管理しようとするれば、かならずそこには行政との関係が生じる。行政に命令されて行うのでもなく、行政に対立するのでもなく、住民の自発的な発意によって管理が行われたとき成立する行政との「協力」関係⁽¹⁷⁾が重要であろう。

以上から、地域共同管理が、住民と住民組織、住民組織と自治体（行政）、そして自治体（行政）と住民という地域社会をめぐる関係主体間の相互協力（パートナーシップ）によって成り立つことがわかる。その視点に立てば、現代の地域社会はあらゆる面で地域共同管理の準備体制下にあるといわなければならない⁽¹⁸⁾。「いまや『所有』の差を固定視してその前で立ち止るのでなく、『利用』にかかわる『共同管理』の力量をどこまで高めうるかが問われはじめている」⁽¹⁹⁾のである。地域共同管理には多様な主体が重層的に関与しており、そうした重層性を維持し、豊かにしていくことが地域管理の発展の基盤である⁽²⁰⁾といえる。

(3) 地域共同管理主体としての「むら」

わが国における農山漁村の社会科学分野の研究者達は、戦後の民主化の流れのなかでも農山漁村において厳然と存在する共同性のもつ意味について問いかけ、むらの共同性や、家をもつ共同性に注目してきた⁽²¹⁾。彼らは、「個の自立を大切なものとする民主化・近代化の流れのなかでは、それ（＝むらの共同性や家をもつ共同性）は遅れた考え方だとみなす風潮があったことは否めない。けれども『個の自立』と『共同性』は素朴に対立するものではないだろう」⁽²²⁾（括弧内引用者）と考える。そして、最近この共同性が再び注目されるようになってきたとの判断のもと、さまざまな地域政策の実行に当たり、共同性を視野に入れることによって政策の実効性が高まるという考え方が浸透してきていることを指摘している⁽²²⁾。本論は、共同性に注目している。そこで、ここでは、地域共同管理について、「むら」の視点から考えてみたい。

「村」は二重の性格をもっている⁽²³⁾。すなわち、地方自治体としての「村」と江戸時代にその原形をもつ住民の生活共同体としてのそれである。後者は、住民の生産や生活の単位となる集落であり、前者と区別する意味からも村落、むら、ムラ、区、部落などと呼ばれる。そこには自治会や青年団、消防団、生産組織、共同労働組織などが存在し、さらに宗教的な講の単位、祭の単位ともなる⁽²⁴⁾。地域共同管理の視点から捉える場合、一義的にはこのような後者の「むら」を指すこととなる（図-1-2参照）。

その「むら」には、多層構造をもつ共同性が存在した（表-1-3）。「むら」における生産・生活の場面には、昔から共同性が存在したのである。そのことをイメージしやすいもつとも代

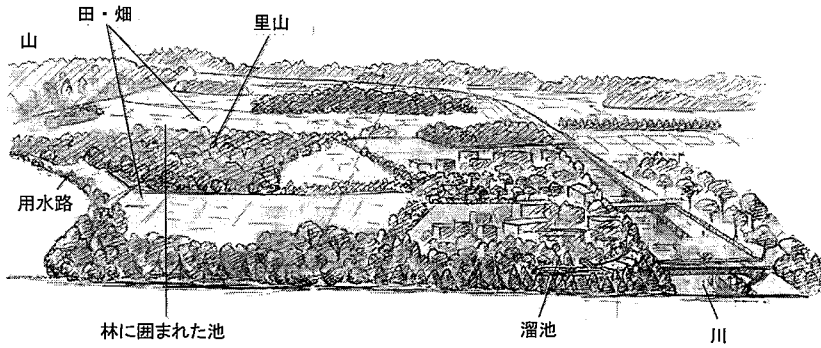


図-1-2 「むら」のイメージ

資料：農業環境技術研究所「情報：農業と環境No35」図1を引用し、筆者が加工して作成。

表-1-3 「むら」の共同性の多層構造

区分	説明
社会生活における共同性	・居住近隣関係，冠婚葬祭時の関係，治安維持等の関係として組織化されない共同性
経済的共同性	・土地，水，山林の維持管理や農業労働力の調達など農林業にかかわる共同性 ・小取引仲間，金融講，無尽などの市場経済活動にかかわる共同性
私的共同性	・本家・分家，親類（親戚），姻戚関係からなる共同性

資料：長谷部弘（2007），p.177を参考に筆者作成

表的な例の一つに農業利水・水路管理がある。わが国において歴史的に形成されてきた分散錯圃制⁽²⁵⁾のもとでは，所有規模が零細な異なる所有者の圃場が混在し，自らが所有する水田に自由に引水することは許されない。というより，現実には共同で利水を行っていることがほとんどであるから，個別に自分の水田のみを維持管理すればよいというルールにはなっていない。また，田植や刈取りは短期間に集中して多くの労働力を必要とし，多くの場合，家族労働力のみでは対応しきれない。そこで「共同化」のもとに，農家が相互に依存しあったり，相互に調整しあったり，あるいは相互に補完しあったりすることになる⁽²⁶⁾。つまり，地域の農業生産は「むら」の共同性のうえに成り立ってきたのである。そしてまた，このような農業生産を通じて地域の圃場が維持されてきた。このことは，結果的に地域資源（＝圃場）を共同管理してきた実態にはかならない。そこでは資源の管理と利用が一体化していたといえる。

しかし，「むら」のなかで一体化していた資源の利用と管理が，戦後の社会的経済的事情の変化を背景に，「むらびとみんなの仕事から農家だけの仕事に変化」⁽²⁷⁾し，第2種兼業農家率の

増大とともに共同作業が減少した。こうした動きを捉えて大内雅利は、「むらの資源（土地）管理能力がしだいに衰えてきた」⁽²⁸⁾と述べているが、果たしてそうなのだろうか。確かに、昔と比較して共同作業なくして生産・生活が成り立たない構造ではなくなった。だが、それは管理能力の喪失とは違う。松岡昌則がいうように、共同作業が減少し、生活関係の広域化も進み、伝統的なむらが大きな変貌をみせたにもかかわらず、現代においても共同作業は多く行われている⁽²⁹⁾。そして、労働力の高齢化と後継者不足、粗放化による生産力の低下など農業基盤が脆弱性を深めている現状に対峙し、地域農業の維持のためにむら内の集团的土地利用や集落営農が模索されており⁽²⁹⁾、政策もまた、同じ方向で展開している⁽³⁰⁾。

ただし、ここで注意すべきは、現在も残る共同作業がかつてのそれと必ずしも性格が同じでないことである。耕作放棄地の発生などを背景に、農地の「本源的所有」と「集团的利用」の議論に注目が集まるなかで、現代にみられる共同作業はこの「本源的所有」と「集团的利用」を結ぶ線の間にあると理解すべきである。池上甲一は、農地には「農地を利用する限りにおいて意味をもつ私的所有と私的所有の貫徹を制約する社会的所有という二重構造が存在している」⁽³¹⁾といい、社会的所有という観点からあらためて農地の所有と利用の調整を図ることが重要な課題となっていると指摘する。その調整を図るうえで、地域全体の共同という視点が重要となってくるであろう。このことは農地に限られたことではなく、林野や溜池などの地域資源にもあてはまる。農山村が地域資源を対象として、生産活動や生活の問題を考える際に、「むら」はきわめて重要な手がかりといえよう。

(4) 農林業センサスにみる集落の概貌

「むら」を構成する一部に「集落」がある。集落は、その地域の実態によって多様であり、社会的、文化的結合状態に基づく地域社会の一種として捉えた場合、村落の概念とほぼ重複する。その意味では2.(3)でみた「むら」と同じものとなろう。このあたりの整理は機械的に行いうるものではなく、多くの研究においても、その研究の中で定義づけが行われつつ議論されているのが実態である。

ここでも「むら」と「集落」の概念整理をすることが目的ではない。わが国の農山村の実態を把握すべく行われる農林業センサスにおける農業集落調査の結果をもとに集落（＝農業集落）の性格を捉えてみたい、というのがねらいである。

農林業センサスにおいて、「農業集落」は、次のように説明される。

市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な地域単位である。／具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）

や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである⁽³²⁾。

はじめに表-1-4で農業集落数の変化をみる。年を追うごとに集落数は減少している。その傾向だけみれば、わが国の農山村では集落が加速的に消えていっている、とのイメージが先行しがちであるが、この農業集落数の減少が必ずしも農業集落の崩壊・消滅を意味していないことを長濱⁽³³⁾が指摘している。つまり、農家点在地——従前、農業集落としての機能をもっていた地域が市街化により非農家の間にごく少数の農家が転々と存在するだけになってしまうなど、農業集落としての機能があると認められない地域——が、昭和35（1960）年以降の調査で調査対象から除外されていることにより、農業集落数が減少するという結果として現れてきているのだという。確かに、母集団ともいべき調査対象の捉え方の変更がそのような現象を引き起こしている面があるのかもしれない。しかしそれよりも前に、1970年から2000年の30年間の減少率が5.3%であることの受け止め方として、“大きく減少している”というよりは、むしろ“減少傾向にあるものの根強く存在している”と理解する方が妥当ではないだろうか。

そのようななかで、農業集落内の総戸数は大きく増加傾向を示している。松田昌二⁽³⁴⁾は1980年農業集落調査の分析において、農業集落が居住地としての重要性を増してきていることを指

表-1-4 農業集落数等の推移

(単位：集落，%)

		1970年	1980年	1990年	2000年
集落数		142,699	142,377	140,122	135,163
1集落あたり平均戸数	総戸数	81.0	141.4	172.1	213.2
	農家数 (比率)	37.0 (45.7)	32.9 (23.3)	27.0 (15.7)	22.8 (10.7)
	非農家数 (比率)	44.0 (54.3)	108.5 (76.7)	145.1 (84.3)	190.4 (89.3)
	総戸数規模別割合				
	～9戸	2.1	2.6	2.8	2.9
	10～49戸	53.3	47.3	44.9	42.1
	50～99戸	25.2	23.2	22.3	21.8
	100～149戸	8.3	8.6	8.7	8.8
	150戸～	11.1	18.3	21.2	24.3
農家率別割合	～10%	3.4	10.1	15.2	19.7
	10～30%	8.9	13.6	16.8	21.7
	30～50%	9.6	12.5	16.1	20.2
	50～70%	15.3	18.6	21.8	21.7
	70%～	62.7	45.2	30.1	16.7

資料：長濱健一郎（2006），p.50表3-1およびp.53表3-2を筆者加工。基資料は農林業センサス各年版。

摘し、さらに石原豊美⁽⁴⁵⁾は、1990年調査結果において、農業集落のなかに日本の総世帯の59%が居住し、農業集落内の非農家数は都市部(=「農業集落」以外)の世帯総数の120.3%であることを指摘している。都市部と農山村部という一次元的な軸での捉え方がもはや妥当でないことを、あらためて明らかにしているといえる。

また、1集落あたりの農家率は大きく減少、非農家率は大きく増加し、2000年の調査結果ではそれぞれ10.7%、89.3%となっている。集落の10戸に1戸のみが農家であるという状況にあり、以前のような集落全体による共同作業が困難となってきた実態が容易に想像できる結果となっている。ただしここでは、「土地持ち非農家」すなわち“農家には分類されないが農地を所有する世帯”が大幅に増加していることに留意が必要である。当該集落の農地・農業を捉えるうえで、農家のみを念頭に考えることはもはや適当とはいえない。

次に、農業集落を集落の戸数規模別および農家率別にみると、集落内の総戸数が150戸以上の集落の割合が大幅に増加しており(11.1%(1970年)→24.3%(2000年))、一方で農家率70%以上の集落が大きくシェアを下げ(62.7%(同)→16.7%(同))、それ以外の層はシェアを高めている。しかも農家率が低い層でのシェア増加率が高くなっている。これらから、以前と比較して集落構成員の中心が非農家であるケースが大幅に増加してきていることが認められよう。

表-1-5には、資源管理との関わりで着目される事項として耕作放棄地を取り上げた。1農家あたりの耕作放棄地面積および耕作放棄地のある農家の割合をみてわかるように、耕作放棄地は、集落規模の大小や農家率の高低とは関係なく生じている。

表-1-5 農業集落の耕作放棄地

		(単位: ha, %)		
		1集落あたりの耕作放棄地	1農家あたりの耕作放棄地	(耕作放棄地のある農家数) (総農家数)
総戸数規模	~ 9戸	0.55	0.31	27.27
	10~24戸	0.99	0.26	31.66
	25~49戸	1.44	0.25	30.38
	50~99戸	1.79	0.24	27.56
	100~149戸	2.01	0.24	26.13
	150戸~	1.77	0.23	23.61
農家率	~10%	0.87	0.21	22.21
	10~30%	1.47	0.23	26.85
	30~50%	1.76	0.24	27.62
	50~70%	1.81	0.17	40.78
	70~90%	1.91	0.26	28.83
	90%~	1.52	0.27	27.08

資料:長濱健一郎(2006), p.54表3-3を筆者加工。基資料は2000年農林業センサス。

表-1-6では、地域資源の維持管理において果たしている集落機能の例として、農業用排水路の集落管理の状況のみをみてみた。1990年と2000年の比較において、集落管理率は上昇している。農業地域類型別にみても、都市的地域でわずかに低下がみられるものの他の地域では上昇している。内訳では全戸出役を義務とするものよりも農家のみ出役を義務とするものの割合が高く、その差が広がっている。この点に関し、表には示さなかったが、同じ地域資源の一つである農道の集落管理においては、前者の方が後者より高くなっている。この点について長濱⁽³⁶⁾は、農道が農業生産のみならず生活道路としての役割を果たしている一方、農業用排水路が「地域用水」としての機能をも果たしている場合が少なく、農道ほどに地域住民に便益をもたらしていないことが理由ではないか、と分析している。確かにそのような考え方もあるであろう。その場合に注目すべきことは、逆に地域住民に何らかの動機があれば、全戸出役義務というような義務的なものではないにしろ、多くの住民の関わりが生じうるという点である。

続いて、この集落管理と集落規模および農家率との関係のみをみる。集落として管理している割合が最も高いのは100～149戸規模層（81.5%）であるが、9戸以下規模を除いては、ほぼ

表-1-6 農業用排水路の集落管理の状況

(単位：%)

		集落管理率	全戸出役	農家のみ出役	人を雇用
全国計	1990年	76.9	(42.7)	(56.3)	(1.0)
	2000年	78.2	(40.4)	(59.1)	(0.5)
都市的地域	1990年	78.7	(37.9)	(61.1)	(1.0)
	2000年	78.2	(33.0)	(66.4)	(0.6)
平地農業地域	1990年	78.1	(40.5)	(58.4)	(1.1)
	2000年	80.1	(42.8)	(56.5)	(0.7)
中間農業地域	1990年	73.6	(47.4)	(51.5)	(1.1)
	2000年	78.2	(41.3)	(58.3)	(0.4)
山間農業地域	1990年	67.4	(43.6)	(55.5)	(0.9)
	2000年	74.9	(40.3)	(59.4)	(0.3)
総戸数規模	～9戸	58.4	(60.1)	(39.6)	(0.3)
	10～24戸	74.3	(44.8)	(54.9)	(0.3)
	25～49戸	80.0	(41.5)	(58.2)	(0.3)
	50～99戸	81.3	(41.0)	(58.4)	(0.6)
	100～149戸	81.5	(39.9)	(59.5)	(0.7)
	150戸～	78.5	(31.1)	(68.2)	(0.7)
農家率	～10%	73.7	(29.6)	(69.7)	(0.7)
	10～30%	79.7	(38.6)	(60.4)	(0.6)
	30～50%	80.6	(41.6)	(58.0)	(0.5)
	50～70%	79.7	(41.7)	(57.9)	(0.4)
	70～90%	77.5	(42.1)	(57.6)	(0.3)
	90%～	71.9	(65.5)	(34.3)	(0.2)

資料：長濱健一郎（2006），p.60表3-5およびp.62表3-6を筆者加工。基資料は農林業センサス（1990年，2000年）。総戸数規模および農家率の数値は2000年のものである。

同水準にあるといえる。農家率別にみても、多少のばらつきはあるものの、こちらも同水準にあるといってよい。また、集落管理の形態については、集落の規模が小さいほど全戸出役義務の割合が高く、規模が大きいほど農家のみ出役義務の割合が高い。さらに、人を雇用して行う形態は、集落規模が大きいほど、また農家率が低いほどその割合が高くなっている。

ここまでみてきた内容から、集落が地域資源管理においてどれほどの機能を果たしうるかの結論をみることはできないが、地域資源管理を考える一つの視点に位置することは間違いないといえよう。ここからはもう少し集落と地域資源管理の関わりを深くみることとし、2005年の農林業センサスの調査結果に触れる。それは、2005年の農林業センサスが大きな見直しのもとに行われたことにもよる。その見直しでは、農業集落に関してこれまでの農業集落調査と林業地域調査が統合・再編され、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するための農業集落等を対象とした「農山村地域調査」と、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」が実施された。このことは、従来よりも集落を重点的に捉えていることの表れと考えてよい⁽³⁷⁾。

表-1-7は、寄り合いの開催状況を示したものである。寄り合いを開催しなかった集落の割合は0.7%から2.9%と総じて低く、全体的には寄り合いは開催されているといえるが、強いていえば、寄り合いを開催しなかった集落の割合は都市的地域で高く、平地農業地域で低い結果となっている。では、寄り合いでどのようなことが議題となっているのか。

表-1-7 農業集落における寄り合いの開催状況

	調査対象農業集落数	計	寄り合いを開催した農業集落数					寄り合いを開催しなかった農業集落の割合(%)	1農業集落当たり寄り合いの開催回数(回)
			回数別の割合(%)						
			～4回	5～9	10～15	16～19	20回以上		
全国計	110,900	109,150	27.8	30.9	30.5	4.7	6.1	1.6	8.7
都市的地域	20,500	19,930	29.5	29.2	28.8	5.3	7.2	2.9	8.8
平地農業地域	32,270	32,030	25.0	33.5	29.8	4.9	6.8	0.7	9.0
中間農業地域	37,710	37,140	28.0	30.5	31.4	4.6	5.5	1.6	8.5
山間農業地域	20,410	20,050	30.3	29.3	31.5	4.0	4.9	1.8	8.3

資料：2005年農林業センサス

表-1-8に、寄り合いで議題とされた事項別の農業集落の割合を示した。議題となった事項別にみて「農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理」がいずれの地域においても低い値を示している。集落共有財産や集落共有林の賦存状況にもよるだろうが、同時に地域住民の生活・便益との関わり度合いが低いことも要因であるといえよう。その点、「環境美化・自然環境の保全」が都市的地域も含めて7割～8割の値となっていることは、環境問題、それも身近な環境問題への関心度の高まりが背景の一つにあると考えられる。他方、地域別にみたと

きに、どのような事項を議題としているかという点においてはその傾向に違いはみられていない。

表-1-8 農業集落の寄り合いにおける議題

	寄り合いを開催した農業集落数	寄り合いで議題とされた事項別の農業集落の割合 (%)					
		農業生産に係わる事項	農道・農業用排水路・ため池の管理	農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理	集落共用の生活関連施設の管理	集落行事の計画・開催	環境美化・自然環境の保全
全国計	109,150	74.2	77.4	31.7	74.2	89.6	75.3
都市的地域	19,930	68.4	68.3	23.1	69.6	85.5	69.6
平地農業地域	32,030	78.6	78.3	29.0	73.6	89.1	73.9
中間農業地域	37,140	75.1	75.0	34.4	75.3	91.0	78.0
山間農業地域	20,050	71.6	71.4	39.6	77.6	91.7	78.1

資料：2005年農林業センサス

表-1-9は、集落の活性化のために各種活動が行われた割合を、10年前との比較で整理したものである。活動ごとに傾向がはっきりと分かれている。すなわち、「祭りの開催」、「伝統文化・芸能の保存」および「各種イベントの開催」はいずれの地域でもポイントを下げ、「高齢者等への福祉活動」、「景観保全・景観形成活動」および「自然動植物の保護」がいずれの地域でもポイントを上げている。後者について、その割合の上がり度合いが「高齢者等への福祉活動」は平地農業地域で、その他2つは中間農業地域でそれぞれ高くなっているという違いはあるが、いずれの地域でも共通してポイントを上げていることは、古くからの慣習的な活動か

表-1-9 農業集落における各種活動

	調査対象農業集落数	活動が行われた農業集落数の割合 (%)					
		祭りの開催	伝統文化・芸能の保存	各種イベントの開催	高齢者等への福祉活動	景観保全・景観形成活動	自然動植物の保護
全国計	10年前	79.6	30.6	50.3	31.8	54.2	5.8
	現在	110,900	77.9 ↓	29.0 ↓	49.2 ↓	34.9 ↑	58.1 ↑
都市的地域	10年前	78.1	28.9	50.9	31.4	46.8	4.9
	現在	20,500	77.0 ↓	27.8 ↓	49.5 ↓	34.1 ↑	49.1 ↑
平地農業地域	10年前	80.4	30.5	50.1	32.3	54.4	5.1
	現在	32,270	77.9 ↓	28.9 ↓	49.3 ↓	36.5 ↑	57.7 ↑
中間農業地域	10年前	78.1	30.8	51.5	32.7	55.6	6.0
	現在	37,710	76.8 ↓	29.2 ↓	50.3 ↓	35.5 ↑	60.7 ↑
山間農業地域	10年前	82.6	32.2	47.9	29.6	58.5	7.4
	現在	20,410	81.0 ↓	29.9 ↓	46.7 ↓	32.1 ↑	63.1 ↑

資料：2005年農林業センサス

らの移行というものではないにしても、パラダイム転換の兆しを裏付けているようにもとれる。

次に、表-1-10は、農業関連施設を農業集落で管理している割合を示したものである。ここでは農業関連施設別に水準が異なっているが、地域間での違いは認められない。「集落共有財産」と「共有林」において、いずれの地域でも8割を超える高い値となっており、このことは、集落で開催される寄り合いの議題にこれら2つがあがる割合が低かったこと(表-1-8)と相反するようにもみえる。しかし、正確な背景事情はわからないものの、“このような集落共有財産や共有林を有している集落においては実際に集落管理が行われている”ことを表していると考えてよいであろう。

表-1-10 農業集落による農業関連施設の管理

	調査対象 農業集落 数	農業集落で管理している割合 (%)					
		農道	農業用 用排水路	溜池	集落共有 財産	共有林	生活関連 施設
全国計	110,900	55.7	62.8	48.6	82.3	86.8	94.9
都市的地域	20,500	43.3	58.5	45.9	80.2	82.5	92.5
平地農業地域	32,270	52.2	64.6	50.3	82.5	87.7	95.9
中間農業地域	37,710	63.5	64.3	49.9	81.9	87.8	95.3
山間農業地域	20,410	58.4	61.0	42.7	84.7	85.7	95.2

資料：2005年農林業センサス

農業関連施設の管理を共同作業で行っている場合についてみてみたのが表-1-11である。共同作業により管理している割合は、農業用排水路において高い値となっており、集落の生産活動に大きくかつ直接に関係する施設の管理において、「共同性」はいまなお維持されている。過去1年間の作業回数を5年前と比較するとき、いずれの施設についても、またいずれの地域においても、作業回数が増加したとする回答より減少したとする回答の方が多い。しかし、減少したとする回答の一番高い値も6.0%にとどまっており、変わらないとする回答が圧倒的

表-1-11 農業集落の共同作業による農業関連施設の管理

	調査対象 農業集落 数	農業集落等で共同作業によ り管理している割合 (%)			5年前との比較における過去1年間 の作業回数の増減 (%)					
		農道	農業用 用排水路	溜池	農道		農業用排水路		溜池	
					増加した	減少した	増加した	減少した	増加した	減少した
全国計	110,900	49.3	66.8	12.3	2.3	5.1	1.6	4.2	1.7	2.9
都市的地域	20,500	36.6	66.7	12.4	1.3	6.0	1.2	5.0	2.4	3.9
平地農業地域	32,270	46.9	69.6	11.6	2.2	5.7	1.3	3.9	1.9	3.2
中間農業地域	37,710	57.1	67.6	16.7	2.5	4.5	1.7	3.9	1.3	1.9
山間農業地域	20,410	51.6	61.1	5.5	2.8	4.7	2.5	4.4	1.8	5.3

資料：2005年農林業センサス

に多い結果となっている。したがって、これらの施設についてみる限りでは、共同作業は根強く残っていると理解してよい。

続く表-1-12は、混住化⁽³⁸⁾の様子を示している。混住化の割合は、当該集落における非農家の割合を意味しているため、表中の値が高いほど非農家の割合が高いことになる。したがって、この表からは、都市的地域で混住化が進み、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の順に混住化の程度が低くなっていることがわかる。

表-1-12 農業集落における混住化

	調査対象 農業集落 数	混住化の割合 (%)					
		混住化 なし	1~2割	3~4	5~6	7~8	9割以上
全国計	110,900	1.6	15.2	18.5	21.5	22.6	20.6
都市的地域	20,500	0.1	3.2	5.7	12.5	25.0	53.6
平地農業地域	32,270	0.9	12.3	19.9	25.7	26.1	15.2
中間農業地域	37,710	2.0	20.3	21.7	22.8	20.3	12.9
山間農業地域	20,410	3.4	22.4	23.3	21.6	18.8	10.5

資料：2005年農林業センサス

最後に、農業集落への転入者の状況を表-1-13に示した。転入者数別農業集落の割合をみると、都市的地域で転入者が多く、山間農業地域で転入者が少ない傾向が明らかである。ただ、転入者がいる農業集落の割合を端的にみたとき、都市的地域で高く山間農業地域で低いという傾向が同様に認められるものの、山間農業地域でも4割を超える農業集落において転入者がいることは注目すべき点であるといえる。

表-1-13 農業集落における転入者の状況

	調査対象 農業集落 数	転入者がいる農 業集落数	転入者数別農業集落の割合 (%)					農林業に従事 している転入 者がいる割合 (%)
			5人未満	5~10人	10~20人	20~50人	50人以上	
全国計	110,900	63,330 (57.1%)	41.2	21.2	14.1	10.8	12.7	4.9
都市的地域	20,500	15,720 (76.7%)	17.6	16.3	16.7	17.9	31.6	2.6
平地農業地域	32,270	19,820 (61.4%)	41.3	22.8	15.1	12.0	8.9	4.6
中間農業地域	37,710	19,390 (51.4%)	50.2	23.6	13.6	6.8	5.8	5.8
山間農業地域	20,410	8,400 (41.2%)	64.4	21.3	8.5	3.8	2.0	6.2

資料：2005年農林業センサス

以上、農林業センサスの調査結果から農業集落についてみてきた。そこからわかる点はあらためて次のように整理できる。

- ・農業集落は、減少傾向にあるものの根強く存在している。

- ・ 1 集落内の総戸数は大きな増加傾向を示し、農業集落が居住地として重要性を増しており、都市部か農山村部かという一次元的な視点で捉えることはできない。
- ・ 農業集落における非農家率は非常に高く、集落構成員の中心が非農家であるケースが大幅に増加し、農地・農業を捉えるうえで農家のみを念頭に考えることは適当でない。
- ・ 耕作放棄地が、農業集落の規模や集落内の農家率に関係なく生じている。
- ・ 農業用排水路の集落管理率は上昇しているが、その形態は「全戸出役義務」より「農家のみ出役義務」の割合が高くなっている。前者の方が高い農道との相違が地域住民への便益の程度の差によるものであるという見方もあるが、逆に住民に何らかの動機があれば住民の関わりは生じうるのではないか。
- ・ 現在も全体的に寄り合いは開催され、近年、環境問題への関心が高まっていることも背景に「環境美化・自然環境の保全」を議題とする割合が高くなっている。
- ・ 集落活動は、伝統的行事から近年注目が集まる課題（福祉、環境問題等）に関するものへのシフトが感じられる。
- ・ 集落が所有している共有財産・共有林では集落管理が行われ、「共同性」はいまなお残っているといえる（＝5年前との比較においても共同作業は根強く残っている）。
- ・ 山間農業地域においても4割を超える農業集落で転入者がおり、集落の構成が変容している。

このようにみえてくると、その内実が変化をみせつつも、いわゆる集落機能は失われてはいないと考えられる。そうすると、このところ「限界集落」という言葉を目にする機会が増え、その多くが、数年後に集落が消えてしまうと危惧するものであることと相対する。しかしそれは、「限界集落」の概念の捉え方に問題があるといえよう。「限界集落」とは、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」を意味する⁽²⁹⁾。ここで多くの場合、集落人口における高齢者の割合に傾斜して着目するきらいがあるのである。つまり、65歳以上が50%を超えればただちに集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態になると結びつけて考えてしまう。その結果、65歳以上が50%を超えた時点で集落が機能しなくなり消えていく、という結論につながることになる。

しかし、具体的な例を挙げるまでもなく、65歳以上が集落人口の50%を超えながら集落が維持されているケースは少なくない。集落の消滅は、高齢化を背景としつつも、先に掲げた表1-4を参考とするなかで、年齢階層の問題というよりは集落規模がポイントであるといえよう。この考え方に立てば、1集落の総戸数が増加している状況において集落の急激な減少は想定しにくい。したがって、集落がどのような機能を果たしうるか、また集落内の住民がどのような機能を集落にもたせようとするか、が地域の資源管理を考えるうえで重要な点であるという結論に帰結する。

3. 地域共同管理の課題

地域共同管理論について、小木曾洋司は、個別化した現代の生活行為を計画的な共同行為へと転化するための「独自の意味をもつ領域」として地域社会を描いていることが最大の特徴である、と述べている⁽⁴⁰⁾。ここで「独自の意味をもつ領域」を次のように置き換えることもできる。「多様化し高度化した土地利用をふまえて、どのような利用にどのような社会関係が対応し、また、どのような新たな質の関係を、土地（および自然）の共同利用関係（生活の共同）のなかに創出していくかを解明する⁽⁴¹⁾領域」と。

ここでもう一度、本節の2.(4)で取り上げた、集落による農業用排水路管理を例にとる。表一1-14は、農業用排水路の管理にかかる共同作業への出役の様子である。この表から、北陸において、共同作業に対して日当で対応する比率が他の地域と比較して著しく高いことがわかる。つまり、共同作業への出役が以前よりもみられなくなり、多くの農業地域が出不足金の徴収を行うようになるなかで、北陸では出役に応じて日当を支払うという対応がとられてきたのである。そして、その北陸における集落管理率が高くなっている（86.8%）ことは注目されよう。単に日当の支払いが対応策として妥当ということではないが、集落が自立性をもって取り組むための対応策を考えるヒントになりうると考えられる。

また、「むら」（農業集落）に戦略的拠点を求めた中山間地域等直接支払制度⁽⁴²⁾を、むらの農

表一1-14 農業集落における農業用排水路の管理

(単位：%)

	1970年				集 落 管理率	1980年					
	共同作業の出役方法					対 応 す る	共同作業の出不足への対応				対 応 し ない
	全農家 が出役	出役しない と出不足金	出役する と日当	その他			出不足金	日当	その他		
全 国					69.9	65.6	75.5	12.3	12.2	34.4	
北海道					51.6	41.8	51.8	20.0	28.2	58.2	
都府県	68.4	22.6	4.8	4.2	70.7	66.4	76.0	12.2	11.9	33.6	
東 北	66.8	28.7	1.7	2.8	66.8	77.6	85.8	5.8	8.4	22.4	
北 陸	52.2	21.6	25.2	1.1	86.8	77.1	50.5	43.5	6.0	22.9	
北関東	76.0	13.2	1.1	9.7	72.2	45.7	78.9	4.6	16.5	54.3	
南関東	82.1	10.9	1.9	5.1	78.5	50.7	67.6	7.4	24.9	49.3	
東 山	66.5	30.6	1.0	1.9	80.1	71.6	83.6	2.5	14.0	28.4	
東 海	77.7	14.0	3.3	5.1	78.4	53.0	66.6	12.4	21.0	47.0	
近 畿	74.4	18.7	3.5	3.4	80.3	69.8	77.2	11.3	11.5	30.2	
山 陰	80.9	17.2	0.4	1.4	59.2	64.8	77.9	7.9	14.1	35.2	
山 陽	74.9	16.6	2.3	6.3	63.7	57.5	78.7	8.2	13.2	42.5	
四 国	80.1	12.8	4.9	2.1	57.1	65.8	74.1	12.7	13.2	34.2	
北九州	50.4	43.7	2.1	3.8	73.7	75.4	86.3	6.5	7.2	24.6	
南九州	57.2	35.4	2.2	5.2	52.6	76.6	85.3	3.4	11.3	23.4	

資料：石原豊美（1992），p.136表13を筆者加工。基資料は農林業センサス。集落管理率は、農業用排水路がある農業集落数に対する割合である。

業や集落の機能を維持する観点から評価する見方もある。長濱は、「中山間地域等直接支払制度のようにテコ入れをすれば、そこにおける集落機能は機能し、相互扶助・平等主義といった、本来集落のもつ『光』の部分が耕作放棄地の解消や農地の有効利用といった点で効果を発揮するように思える」⁽⁴³⁾という。また、田代洋一も集落営農に一定の評価を与え⁽⁴⁴⁾、中山間地域等直接支払制度について、次の3つの重なる面を有していると述べる⁽⁴⁵⁾。①建前的には生産費格差という条件不利の「補償」制度として仕組みられたものであり、②配分面からは、集落維持・活性化助成金としての役割を果たし、③集積効果によっては条件不利の「改善」にも活用できる。ただ一方で、これら3つの面が中山間地域政策のほとんど唯一の切り札として期待されていることに警鐘を鳴らし、中山間地域等直接支払制度はあくまで迂回的な措置であり、本来、集落の活性化や条件不利の是正をストレートに追求する政策が必要であることを指摘している⁽⁴⁶⁾。前出の長濱も、農業集落の90%が非農家である現在、集落の既存の構成員のみを対象とする政策では行き詰まることが予想され、地域資源管理の視点からは一刻も早く新たな「集落」形成のための策が講じられる必要があることを主張している⁽⁴⁷⁾。

こうした「むら」や集落に焦点をあて機能発揮を期待する考え方や政策に、否定的な見方もある。稲本洋之助は、“地域集団は政策的観点から重要な要素となるが、かといって地域の発意に依拠して農地利用秩序の刷新を政策的に期待することがただちに可能となるのではない”として、「集落ないし『ムラ』の機能に改めて着目し、そこに農政の推進にあたってかけがえのないものを見出そうとする努力は、それ自体としてはおそらく幻想に終わるであろう」⁽⁴⁸⁾と断じる。また、中田により提唱され展開してきた地域共同管理論に対しても、「地域を共同で管理していくうえで、住民の私的利害の背景にある共同性について住民全体で確認し、合意を作り上げていくのはいかにして可能か、そして、地方自治体レベルの制度的な意思決定のなかでこの合意にどう効力をもたせるかが明らかでない」とする山崎仁朗のような批判⁽⁴⁹⁾もある。だが、山崎の批判は、いわゆる批判のための批判といわざるを得ない。統計数値に表れる農業集落の数は11万を超える。一つひとつの地域がそれぞれの状況や性格をもち、抱える課題も対応策も一律には論じられない。まさに山崎がいう“住民の私的利害の背景にある共同性について住民全体で確認し合意を作り上げていく”ための処方箋は、その地域の住民が現実実態をつぶさに把握し、より効果のある将来展望を描くことによって書かれるべきものであり、またそうでなくして書きえないものである。このような点に関し、次の三俣学による指摘⁽⁵⁰⁾は本質を突いているといえよう。

当該地域で暮らしを営む住民の理解や協力、それに積極的な参加がなくては、「持続的な」地域の資源管理や保全は期待できない。当該住民を埒外にした形での地域資源の保全向けの取り組みは「持続性」を有しえない。

本節のおわりに、地域共同管理の課題を確認したい。

1つには、管理概念の明確化である。管理の共同性が注目されてきた背景を、中田は次のように述べている。

従来、地域社会は土地「所有」を軸にしてその共同性をとらえてきた。(中略)しかし現実には資本や権力によるこれらの侵害が切実な生活破壊として問題化されてくると、従来は「所有」の属性として隠されていて十分自覚されてこなかった「管理」の機能が「利用」にとっても不可欠なものであることが理解できるようになり、それとともに、それらを「利用」に即して「管理」しようとする動きがあらわれてきた。「管理」はその対象の性格にてらして「共同」的に行わざるをえない。⁽⁵¹⁾

ここにある“利用に即した管理への動き”を説明するためには、「所有」の属性であった「管理」が「(共同)利用」を基礎にした「(共同)管理」に自立化していく論理を明らかにすることが必要であり⁽⁵²⁾、その手がかりの一つとして小木曾は「住民の意識」を取り上げる。そして革新的な住民自治の経験を引きながら、住民が「管理」を自覚するために、自己の存在の場へのこだわりが蓄積されることが条件であり、現在の人々の「居住」についての姿勢や意識の一層の検討が必要だと主張する⁽⁵³⁾。つまり、住民を共同性に向かわせるものの一つが「管理」に対する「意識」ということになろう。ただ、住民の意識という視点の設定が、内部的な視野に限定されてはいけない。「所有による管理」と「利用における管理」、そのいずれであっても、外部の視点による評価の受入れ、消化および吸収が重要である。この点は、池上や脇田健一らが指摘⁽⁵⁴⁾するとおりである。

課題の2つ目は、新しい共同性の確立である。2.(1)で触れたように、藤井は共同体型の地域管理にあった権利・義務主体の原理を現代の地域共同管理にふさわしいものへと発展・転化させることを通じて新しい「共同性」を確立することを課題に位置づけている。それは、「近世の『むら』の『共同性』に、現代における地域社会の共同的管理・運営の原点が形成されていた」との考えからくるものである。しかし、現代における地域共同管理を過去のその直線的発展形で実現することが現実的でないことは明らかであり、共同体型も含め、その移行形とされる所有者支配型や共同管理型のすべてにおいて、それぞれがもつ共同性を現代の地域社会に、もっといえば各地域がそれぞれに求められる機能発揮のために、いかに発展的に組み替えていくかという視点が重要であると考えられる。

3つ目は、主体の持続性である。地域共同管理の主体が多様で重層的に関与していることを2.(2)でみた。そして重層性を維持し、豊かにしていくことが地域管理の発展の基盤であることも前述したとおりである。そこに持続性が加わるのが重要であろう。それは次のように説明できる。すなわち、地域資源の共同管理においても外部経済・活力の内部化は一つの論点で

あるが、内部化に向かうときの外部からの評価は客観的であり、その地域の資源がもつ価値を、問題点とともに指摘する。それは、地元の住民にとっては自分たちの地域・むら・集落等の再評価ともなる。その結果として様々な複合形や連携がうまれるとき、それが断片的な共同であっても地域資源の「管理」とはいえなくなる。井上治子の言葉を借りれば、「(共同管理の主体に)必要なのは『当事者意識』の形成であり、そこには継続的な関わりを要求するような対象が欠かせない」⁽⁵⁵⁾ (括弧内引用者) ののである。

4つ目に、分権化と資源共同管理との関わりが挙げられる。近年、分権化が緊急的課題として取り上げられている。その範囲や程度、スピードは定かでないにしても、分権化は今後も進行していくであろう。そのときに、資源共同管理との関わりが少なからず生じる。山崎⁽⁵⁶⁾は、「分権化という概念には、地方自治体レベルにとどまらずに、個々の市民あるいは住民が、そもそも何が公共性^(ママ)に価するののかということそれ自体をみずから決定するという意味合いが含まれている」と述べ、「国家の権限の縮小と、それに対応する地方自治体レベルの、いわゆる『受け皿』の構築(広域行政)よりも、むしろ、市民(住民)レベルの自己決定を保証する組織、制度の構築こそが、分権化の議論の中心にすえられねばならない」と指摘する。山崎が念頭に置く“市民(住民)レベルの自己決定を保証する組織、制度”の対象はある程度限定的かもしれないが、このような指摘を広く敷衍させて考えれば、自らの地域資源を自ら管理する体制を構築する必要性が認識される。また、山崎丈夫⁽⁵⁷⁾は地方分権の実質性を高めるために、分権を必要とする内部条件を高めていくことを市町村に求めるが、「分権を必要とする内部条件」とともに「分権に応じうる内部条件」を整えることが資源共同管理の実現のために必要と考えられる。

第2節 地域共同管理の視点からみた森林資源

1. 森林資源を捉える視点

本節では、前節でみた地域共同管理を、その対象を森林資源に焦点をあててみることにする。

森林を地域資源として捉える場合、着目すべき視点は大きく2つに分けられる。それは、森林・林業基本法の基本理念としても掲げられている「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」である。これら2つは並列の関係にあり、求められる役割発揮に基本的に大小があるものではない。にもかかわらず、近年は前者の視点から森林が取り上げられることが多い。それは、端的には、国民の関心の高低バランスによる。つまり、地球温暖化問題も大きな要素として、森林のもつ多面的機能(公益的機能)への関心が非常に高くなってきている結果といえよう。

かつて、林業生産活動(林業の持続的かつ健全な発展)が結果として公益的機能の維持発揮(森林の多面的機能の発揮)につながるとする、いわゆる予定調和論が大きく取り上げられた時期がある。賛否も大きく分かれたが、現在はもはや相互補完的な位置関係にあるとってよ

い。政府も、“地球温暖化防止や木材貿易の先行き不透明感などを背景に、両者を持続的に実施していくことが強く求められている”としている⁽⁵⁸⁾。このマクロ的な要請を、ミクロ的に具現化するうえでも地域共同管理と森林資源は接合する。すなわち、地域の森林資源を共同管理することの積み上げが必要なのである。

このような点に関して、堺正紘は、「森林資源管理には、単なる木材資源の整備でなく、森林の多面的機能の高度発揮に向けて森林の構造と配置を最適の形に誘導し、かつそれを長期に維持することが求められており、この面でも伝統的な森林資源管理の見直しが必要になっている」⁽⁵⁹⁾と指摘する。では、伝統的な森林資源管理とはどのようなものか。その代表例は、やはり入会（入会林野）である。詳細は次章で述べるが、江戸期には、全人口の9割を占めていた農民と関わりが深かった里山のほとんどは入会林野であり、集落の共有資源であった。そして、「生活必需品の資材を生み出してくれる里山は、恒続的に利用されるコミュニナールな資源として厳格な規則のもとに管理されてきた」⁽⁶⁰⁾のである。その意味では、森林資源については、地域共同管理の原形が古くに形づくられていたといてよい。その伝統的な森林資源管理の見直しが、いま必要とされているのである。しかし、それは伝統的な森林資源管理の否定ではない。そこには長い年月生き残ってきたそれなりに合理性のあるルールがあり、「寄せ集めの頭に頭の中につくった論理よりもはるかに重要な真理が隠されている。そのルールはいわば高度な自治システムであり、借り物でない民主主義であった」⁽⁶¹⁾。いま求められるのは、伝統的な森林資源管理を現代の要請に応えるように、地域の視点から再構成することである。

2. 森林資源管理の担い手および森林資源の社会的管理

(1) 森林資源管理の担い手

森林・林業基本法は、森林資源管理の担い手像の幅を大きく広げた。これまで森林所有者や森林組合が中心であったところに、意欲的な林業事業者や素材生産業者等も明確に位置づけたのである。このことについて堺は、所有による資源管理ではなく、森林利用を軸に資源管理を組み立てることの重要性の示唆であり、「所有の社会化」の展開の可能性が広がった⁽⁶²⁾といい、平野秀樹も「森林管理の担い手も多様な支え手に向かっており、森林所有者だけを想定しておればよいというわけにはいなくなってきた」⁽⁶³⁾と述べる。さらに平野は次のようにいう。

おそらく今後は、再び戦前のような森林・林業環境（＝施業の大半が自然植生を活かしながらの無理のない持続的な林産物収穫）へとまた戻っていくことが見込まれる。かつてと異なるところは、支える公的主体の単位が集落や財産区などではなく、市町村など自治体や国家が担うようになってきている点である。⁽⁶⁴⁾（括弧内引用者）

この趣旨は、単なる公的所有や公的管理への回帰ではない。多様な主体が管理に関わり、地

域社会全体で森林を管理していく体制・仕組みが構築されるべきである、というものである。そして平野は一つの結論として、“今後の森林資源を支えていく主体は、協同組合、NPO、共同体組織などの連携団体およびそれらの活動の触媒となり得る企業体であり、これらの連合組織による「協同統治（協治）的管理」のような考え方が必要である”⁽⁶⁵⁾と主張する。列挙された主体のみの想定で適当かどうかという点などについては議論の余地があるが、協治も含めた地域内共同の必要性は認識されよう。

また、森林管理（整備）に対する財政的な支えも重要な課題である。従来、国による補助や融資といった制度的助成が行われてきた。それは林業経営を支援し、林業生産活動を促進する視点に重点が置かれてきたものであるが、森林のもつ公益的機能が注目されるようになって以降、森林を適正に整備する視点に徐々にシフトしてきたといってよい。補助金の呼び名がかわつての「造林事業」から「森林整備事業」に変わったことからそのことが読み取れる⁽⁶⁶⁾。しかし、そうした制度的助成だけでは森林資源のもつ多面的機能を十全に発揮させるに十分でない、との理解から、平成15（2003）年以降、県段階で森林環境の保全等を目的とした独自課税（森林環境税等）を導入する取組が進んだ。平成19（2007）年までに23県で導入され、平成20（2008）年度以降に7県で導入される予定となっている⁽⁶⁷⁾。このことは「公益的機能の源泉としての森林の維持管理に応分の負担といった考え方がある程度一般化」⁽⁶⁸⁾したことの表れと捉えてよい。そしてそれも、森林資源管理を担う一つのかたちといえる。

もう1点、担い手問題に関わって、人材の確保が不可欠であることを指摘しておきたい。「共同」の実現には関係する構成員（住民）の合意形成が不可欠であるが、そのために地域社会をリードし、集約していくうえで核がなければならない。そうした核となる人材がどうしても必要である。第3章以降で地域事例を取り上げるが、いわゆる地域共同の形がそれらすべてにおいて作り上げられているわけではない。がしかし、そのいずれにおいても、核となるリーダーが存在している点は共通している。組織、協同集団、あるいは産官連携など形態は異なっていようと、共同性確保の過程で核となる人材は不可欠なファクターである。

(2) 森林資源の社会的管理について

森林は、国民的な公共財であると同時に、地域特有の自然条件と地域住民の自然制御活動により維持・管理されてきた地域的存在であるという二重性を有している⁽⁶⁹⁾。本節の1.で述べた森林資源を捉える2つの視点——「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」——を利用面からの視点というなら、ここでいう二重性は強いていえば所有面からの視点といえる。

山本信次は、「この二重性を解明し、相互の関連性を明らかにしたうえで、森林を適正に保全・管理するために構築すべき社会的システム」を、「森林の『社会的管理』」と位置づけた⁽⁶⁹⁾。そして、「森林の新たな『社会的管理』は、公共性を有する混合財としての地域資源とその適

正な管理活動としての農林業生産活動をワンセットで捉え、その公共性を維持・増進させるための概念である」とし、社会的管理形成のための基本事項として次の4点を挙げている⁽⁷⁰⁾。

- ① 公共性維持のための計画的土地利用
- ② 適正な地域資源管理活動としての農林業生産活動のあり方および農山村地域の重要性についての再検討
- ③ 「社会的共通資本」である地域資源の管理に果たす地域自治システムの復権すなわち分権化と地域資源管理のための新たな地域単位の設定
- ④ 地域資源管理の公共性保持にかかわる民主的な手続による合意形成やそのための情報公開・普及啓発活動等を含む住民参加活動

山本は、住民参加活動に焦点を当てながら、上記の④の健全な発達が、森林の「社会的管理」実現のための基礎的条件となると結んでいる。住民参加活動に傾斜して社会的管理を論ずるにはさらなる検討を要すると考えるが、住民参加活動も含め多様な形態を通じた「社会化」が期待されていることは間違いない。そして、住民参加活動を想定して容易にイメージできるように、ここでも2.(1)で触れた核となる人材の必要性が認識される。地域における「社会化」は、そうした核となる人材を中心として、濃淡や広狭はあってもいずれも「共同」によってつながり、形づくられるものであり、それはまさに森林の地域共同管理といえよう。

3. 所有と利用の矛盾と森林資源の共同管理

2.(2)でも触れたように、森林資源管理においても所有と利用の矛盾は一つの論点であり、その場合、森林資源が利用されているか否かが大きな視点となる。堺は、『森林資源が存在し、それを利用することを渴望している山村住民が居る』（社会的合理性）にもかかわらず、『今の立木価格では伐れないという所有者の判断』（個別経営の合理性）で、人工林を利用しないまま放置するという状況が普遍的に存在している」という井口隆史の分析を引いて、「社会的合理性と個別経営の合理性の不一致」という形で「所有と利用の矛盾」が顕在化している、と指摘している⁽⁷¹⁾。

この「所有と利用の矛盾」をある程度解消していかなければ、近年加速的に注目されてきた地球温暖化問題や国産材需要増への対応を実現できない。それらを実現するためにも適切な森林資源管理が重要であり、「森林所有の論理を森林利用の論理でコントロールする仕組みの創設」⁽⁷²⁾が求められる。

井上は、「地域共同管理論」が環境問題の解決を考える際にも大きな可能性をもつことに注目し、それが現実のものとなるための要件について、次のように述べている⁽⁷³⁾。

地域組織においてこれまで扱われなかった、生産や消費に直接関係しないか、あまり寄り合わないような「自然環境」——例えば生産性が低く赤字決算になっているような森林——の

保護のような質の問題を、どのように扱えるか、道筋が見極められなければならない。こうした問題を扱うためには、地域内の管理問題とは異なる視点、つまり、地域を超えた視野が必要である。(傍点引用者)

ここでいう「地域を超えた視野」も「森林利用の論理」といえる。

もとより所有と利用の関係、または所有から利用への(政策)転換自体はなにも新しい視点ではない。古くから議論の俎上に上ることはあったし、約20年前に、筒井迪夫は明確に「所有」政策から「利用」政策への転換をわが国林政にみている⁽⁷⁴⁾。「利用」政策は、全国民的な関わりが前提となる。そこでは「個」のみではない「共同」による関わりが必要となる。しかしながらいまなお森林資源管理の不十分さや問題点が指摘され続ける。それは、森林の経済財としてのメリットの薄さ(林業の低迷)を大きな背景としつつも、所有と利用を超えた理解の浸透と体制づくりが成熟していないことも要因といえる。この課題への対応には、「個」による問題意識の自覚と合意形成による「共同性」確保が不可欠であると考えられる。平野は、「社会化」運動の過程において直接訴える対象が常に個人であるという点を捉え、「社会化の目的や目標が経済生活や経済組織の改良にあらうとも、やはり対面する相手は直接的には個人であり、その改良が出発点となり、また到着点にもなる」と述べている⁽⁷⁵⁾。ここで『「社会化」運動』を「地域の森林資源管理の展開」に、「到着点」を「合意形成による共同性の確保」にそれぞれ置き換えてみよう。すると、森林資源を対象とする地域共同管理において、地域住民の自覚とそれに基づく共同性が重要であることが理解される。

注および引用文献

- (1) 七戸長生(1988)「「地域資源の国民的利用」—私の読み方」七戸長生・永田恵十郎編『地域資源の国民的利用』農山漁村文化協会、東京、p.366.
- (2) 七戸(1988)前掲書、p.367.
- (3) 長濱健一郎(2006)『地域資源管理の主体形成』日本経済評論社、東京、p.87.
- (4) 長濱(2006)前掲書、pp.87-88.
- (5) 長濱(2006)前掲書、p.200.
- (6) 中田実(1998)「地域共同管理の主体と対象」中田実・板倉達文・黒田由彦編『地域共同管理の現在』東信堂、東京、p.19.
- (7) 中田実(1993)『地域共同管理の社会学』東信堂、東京、p.ii.

中田は、清水(1971)が『集団の一般理論』(岩波書店、pp.196-212)で4つに区分した土地の共同(「定住の場所」「生産活動の手段」「接触の媒体」「個性をもつ環境や景観」としての共同)のうち、「生産活動の手段としての共同」以外は、その内容を変えながらもけっして解体・消滅しておらず、むしろ都市的生活様式のもとで、その重要性を増して

いと見ることもでき、望ましい快適な地域生活をおくるためには、この地域をなりたたせている土地について適切な共同管理が不可欠である、としている（中田実（1992）「地域社会学と環境社会学の接点」北川隆吉編『時代の比較社会学』青木書店、東京、pp.92-93）。

(8) 総有とは、数人の一つの物に対する共同所有でありながら、共同所有者の持分が否定されるか、あるいは不明確なものとして潜在的なものにとどまるとみられ、その結果共同所有者は主として物の利用権を有するのみで、持分処分の自由や分割請求の自由は否定されるところの所有形態をいう。（川島武宜編（1968）『注釈民法(7)物権(2)』有斐閣、東京、p.302）

(9) 中田（1993）前掲書、pp.38-39.

(10) 中田（1998）前掲稿、p.17.

(11) 中田（1993）前掲書、p.55を参照

(12) 藤井勝（1998）「日本における地域共同管理の原像」中田（他）編『地域共同管理の現在』東信堂、東京、pp.50-51.

(13) 中田（1993）前掲書、pp.40-42.

中田の区分は、厳密には地域住民自治組織を念頭に置いたものであるが、主体の類型区分として十分に敷衍できる整理であると考え、参考とした。

(14) 対自化とは、「全体のシステムの中に自分自身の行為を置き直して眺めること」である（井上治子（1998）「環境問題と「対自化」する視点」中田（他）編『地域共同管理の現在』東信堂、東京、p.188）。

(15) 中田（1993）前掲書、p.57.

(16) 中田（1998）前掲稿、p.27.

(17) 黒田由彦（1998）「地域共同管理の射程」中田（他）編『地域共同管理の現在』東信堂、東京、p.6.

(18) 中田（1998）前掲稿、p.28.

(19) 中田（1993）前掲書、p.57.

(20) 中田（1998）前掲稿、p.27.

(21) 鳥越皓之（2007）日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会、東京、p.1.

(22) 鳥越（2007）前掲書、p.2.

(23) 渡辺洋三（1973）「「生ける法」と国家法」川島武宜編『社会と法1』岩波書店、東京、p.263.

(24) 鳥越（2007）前掲書、p.13.

(25) 分散錯圃制とは、農地が数カ所に分散し、しかもそれが他の者の農地と混在しているという日本特有の土地条件形態のことをいう（株式会社日本GISコンサルティング「行政用

語の解説」(<http://www.ngis.co.jp/yogol/nosei.html>, 2008.12.2)。

- (26) 小林一穂 (2007)「農業共同化の背景と生産組織の展開」日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.145.
- (27) 池上甲一 (2007)「むらにとって資源とは」日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.19.
- (28) 大内雅利 (2007)「都市化とむらの変化」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.45.
- (29) 松岡昌則 (2007)「むらづくりの展開」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.200.
- ここで松岡は, 現代も依然として必要で行われている共同作業として, 水路管理や農道の補修, 道草刈り, 神社の清掃や冬囲い, 祭や行事への協力と参加, 側溝の掘り上げ, 墓地の草取り, 道路清掃と簡単な補修, 花壇づくり等を挙げ, 諸事にわたると説明している。
- (30) 玉真之介 (2007)「戦後農政の展開とむら」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, pp.192-199を参考とした。
- (31) 池上 (2007) 前掲稿, p.24.
- (32) 農林水産省『2005年農林業センサス 第7巻 農山村地域調査及び農村集落調査報告書—利用者のために』
- (33) 長濱 (2006) 前掲書, pp.49-50.
- (34) 松田昌二 (1982)「農業集落の住民構成」磯辺俊彦・窪谷順次編『日本農業の構造分析』農林統計協会, 東京, p.323.
- (35) 石原豊美 (1992)「農業集落の変容と共同作業 —農業集落調査のデータを用いて」『農業総合研究』46 (3), p.115.
- (36) 長濱 (2006) 前掲書, pp.60-61.
- (37) 2005年農林業センサスの見直しについて農林水産省は, 農林業や農山村の現状を的確に明らかにする基本的な役割を果たすことをねらいとしている一方で, 2000年農林業センサスまでの結果と直接比較ができない面もあることに留意を要することを説明している。
- (38) 混住化とは, 農業集落において, 農家と農家以外(土地持ち非農家及び非農家)とが混在している状況のことをいう。混住化の割合という場合, 非農家の割合を意味している。
- (39) 大野晃 (2005)『山村環境社会学序説—現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会, 東京, pp.22-23.
- (40) 小木曾洋司 (1998)「地域共同管理論の位置と課題」中田 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, pp.30-31.
- (41) 中田 (1998) 前掲稿, pp.19-20.

中田は, 同じ領域の土地に媒介されて存立している地域社会の, 人間生活にもつ意味が

問い直されることになってきたことをこのように述べ、それはもはや過去の地域共同体の遺制をさがすことでも、それらを再生させることでもない、と付言している。

- (42) 中山間地域等直接支払制度とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度である。交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ、農業生産条件の不利な農用地。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要がある。(農林水産省「農林水産関係用語集」(http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/t.html#t32, 2008.12.15))
- (43) 長濱 (2006) 前掲書, p.91.
- (44) (社)農業協会「田代洋一の「なぜなぜ経済教室」第1回集落営農の経済学」(<http://www.jacom.or.jp/series/shir144/shir144s06080205.html>, 2008.12.14) など。
- (45) 田代洋一 (2002)『日本に農業は生き残れるか—新基本法に問う』大月書店, 東京, p.150.
- (46) 田代 (2002) 前掲書, p.151.
- (47) 長濱 (2006) 前掲書, pp.94-95.
- (48) 稲本洋之助 (1981)「農用地利用増進法制の展開」『農用地の集団的利用—農業の基本問題に関する調査研究報告書7』農政調査委員会, 東京, p.34.
- (49) 山崎仁朗 (1998)「地域コミュニティと公共性」中田 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, p.73.
- (50) 室田武・三俣学 (2004)『入会林野とコモンズ』日本評論社, 東京, p.74.
- (51) 中田 (1993) 前掲書, p.39.
- (52) 小木曾 (1998) 前掲稿, p.37.
- (53) 小木曾 (1998) 前掲稿, p.38.
- (54) 池上 (2007) 前掲稿, p.26; 脇田健一 (2007) 日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.107; 福田恵 (2007) 日本村落研究学会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会, 東京, p.70-71; 中田 (1992) 前掲稿, p.95; 井上 (1998) 前掲稿, p.197などを参照。
- (55) 井上 (1998) 前掲稿, p.192.
井上はここで、環境問題の解決を「お客様意識」, 「観客意識」が妨げるのに対して「当事者意識」の形成が必要であるとの趣旨で述べている。
- (56) 山崎 (1998) 前掲稿, pp.76-77.
- (57) 山崎丈夫 (1998)「地域共同管理組織と地域分権」中田 (他) 編『地域共同管理の現在』東信堂, 東京, p.161.

- (58) 林野庁 (2008) 『平成19年度 森林及び林業の動向』, p.1.
- (59) 堺正紘 (2003) 『森林資源管理の社会化』九州大学出版会, 福岡, p.2.
- (60) 平野秀樹 (2003) 「求められる森林・林業のすがたと合意形成」堺正紘編『森林資源管理の社会化』九州大学出版会, 福岡, p.270.
- (61) 平野 (2003) 前掲稿, p.276.
- (62) 堺 (2003) 前掲書, p.3, 12.
- (63) 平野 (2003) 前掲稿, p.269.
- (64) 平野 (2003) 前掲稿, pp.270-271.
- (65) 平野 (2003) 前掲稿, p.280.
- (66) 平成13年の森林・林業基本法改正を受けて, 森林を3区分するとともに, それまでの造林事業と林道事業を一体化し, 森林整備事業に再編された。
- (67) 林野庁 (2008) 『平成19年度 森林及び林業の動向』, p.83.
- (68) 依光良三 (1997) 「森林・緑資源の管理と地域対策 一 枠組の変化と現段階」『林業経済研究』48 (2), p.7.
- (69) 山本信次 (2000) 「森林の「社会的管理」に関する研究」『岩手大学農学部演習林報告』31, p.3.
- (70) 山本 (2000) 前掲論文, p.97.
この論文で山本は, 混合財について, 公共財と民間財の中間の財であると説明している。
- (71) 堺 (2003) 前掲書, p.7.
- (72) 堺 (2003) 前掲書, p.8.
- (73) 井上 (1998) 前掲稿, p.193.
- (74) 筒井迪夫 (1987) 『日本林政の系譜』地球社, 東京, pp.140-145.
筒井は同書において, 国土のみどりづくりには国民の理解と協力が必要で, それには国民への理解の浸透と定着をはかることが先決であり, 昭和61 (1986) 年林業白書も森林が国民の共通財産であることを強調していることを指摘している。
- (75) 平野 (2003) 前掲稿, p.280.

第2章 林野の共同的管理の歴史と新たな視点

第1節 入会林野について

1. 入会林野とその歴史

(1) 入会・入会林野・入会権

入会とは何か、また入会林野とは何か。この間に正確に答えることは容易ではない。「入会」という言葉の定義づけ一つをとっても、法律用語としての理解、判例における解釈、外国における類似形態との概念の比較など、広範にわたりかつ多様な整理が必要であり、また、社会的経済的背景が変化するなかで、捉える時点によってもその内実や求められる役割が変化してきている¹⁾。このあと入会林野の概要とそれがたどってきた歴史を概観するが、本論は、入会が何たるかを掘り下げることが第一義ではないので、ここでは敢えてわれわれが理解しやすい説明を引用したい。

人と自然環境との関係を表す歴史的な制度の1つに、「入会」という制度がある。その多くはある一定の領域（その多くが生活圈を単位として発生した自然村）の地域住民が、自らの生活を支えるために山・川・土地を共同で利用・管理する制度・組織のことである²⁾。

入会林野とは、この入会に供される林野（森林と原野）のことである。すなわち、「部落とか組とかよばれる、一定の地域に住む人々が、集団的に、共同で利用し、管理している山林原野のこと」³⁾である。この入会林野において行われる利用の主な内容は、かつての農山村における農業生産や農家生活にとって必要な肥料・飼料用の草（刈敷⁴⁾、秣）や落葉、生活用の薪、屋根用の萱、稲架用や自家用建築用の木材の採取、そして放牧などであった。なかでも採草のための草山は、世界的にも高い生産力を維持した江戸時代の日本農業を支えたといわれ、林野をめぐる自然と人間との関係において、幕末から明治初期にかけてが最も調和のとれた時代であったと評価することができる⁵⁾。ここで、「入会は山林原野の使用収益の態様の一形式を称するものであり、土地の所有関係を主として規定するものではないから、土地所有権は国有、公有、私有の各種の場合あるを妨げない」⁶⁾ことを同時に理解しておくことが重要である。

入会林野は、一定の地域の住民が共同で林産物や草の採取などを行う林野であったから、「集落の周辺部にあつて、古くから地域住民の生産と生活の経済的基礎となるとともに、地域の環境条件の因子にもなつて」⁷⁾きた。幕藩時代、農業を基盤とする時代にあつて、農業が薪炭材、用材などを供給する入会林野によってことごとく支えられていたため、入会林野のもつ意義は非常に大きかった。為政者が農民に入会林野の使用権を保障しないかぎり、農業に支えられて成立する社会を維持できなかつたのである⁸⁾。また、のちに育林事業が展開されるようになって、その「収益は、個人に還元するのではなく、地域住民の病気・災害の被害者の救済、

教育・地域活動への補助、文化財の保護費、環境衛生費、社会事業費、災害救護費、集落会館の維持費など<地域の教育・社会生活環境の整備>に当てられてきた。このように入会林野の集落管理は、地域の自治財源を生み出し、社会生活の環境整備に寄与してきたのである¹⁰⁾。

ところで、こうした入会林野に共同で入り会える権利は入会権と呼ばれる。入会権とは、中尾英俊によれば、「部落（一定の地域）の人々が入会林野を共同で管理し、利用する権利」¹¹⁾（括弧内引用者）である。入会林野の土地所有形態に相違があろうとも、入会林野を管理利用する権利はひとしく入会権となる。また、地域によって入会権は、地上権や使用权、共有権などさまざまに呼び方で呼ばれているが、入会権であるかどうかは形式や名称で決まるものではなく実質で決まるものであり、部落の住民が林野を共同で管理利用する権利が入会権である¹²⁾。川島武宜¹³⁾がいうように、一定地域の住民の団体が入会林野から林産物などを、その団体の統制にしたがって、共同して採取し収益する慣習上の権利であるところに大きな特徴がある。この特徴は、唯一入会権を法律上規定している民法の条文からも明らかである。民法では、入会権に関し、2カ条の規定がある。「共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する」(263条)と、「共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する」(294条)である。この規定から、入会権は2つに類型化される。1つは263条のいわゆる「共有入会権」であり、入会権者である地域住民が共同で入会林野の土地を所有し林野を管理利用する権利である。もう1つは294条のいわゆる「地役入会権」であり、入会権者である地域住民が入会林野を共同で管理するだけの権利である。それは、土地所有権を含まず、共同で他人の土地を使用する権利である¹³⁾。条文にもみられる「各地方の慣習に従う」ことの意味が、「入会権について紛争を生じたときはそれぞれの地方（入会集団）の慣習（＝規範）にもとづいて解決せよという意味であって、入会権の使用・管理が従来の慣習によるべきものである、という意味ではない」¹⁴⁾という理解が重要である。

ここであらためて入会権の特徴を整理すると、次のようになる¹⁵⁾。

- ① 入会権は一定の部落に住む者だけが部落の慣習（おきて）にしたがってこれをもつことができる。
- ② 入会権は個人がもつ権利ではなく「世帯」（又は世帯主）がもつ。
- ③ 入会権は個人の権利ではないから相続されない。
- ④ 入会権は自由に他人に売ったりゆずったりすることはできない。
- ⑤ 入会権は登記することができない。
- ⑥ 入会権は登記がなくてもその権利を主張することができる。

このようにいわば特殊な性格をもつ入会権に基づいて管理利用が行われてきた入会林野は、実は長くそして複雑な歴史的変遷を経てきた。その経緯を理解しておくことは入会林野を理解するうえで欠かすことができない。そこで次に、入会林野がたどってきた歴史をできるだけ簡

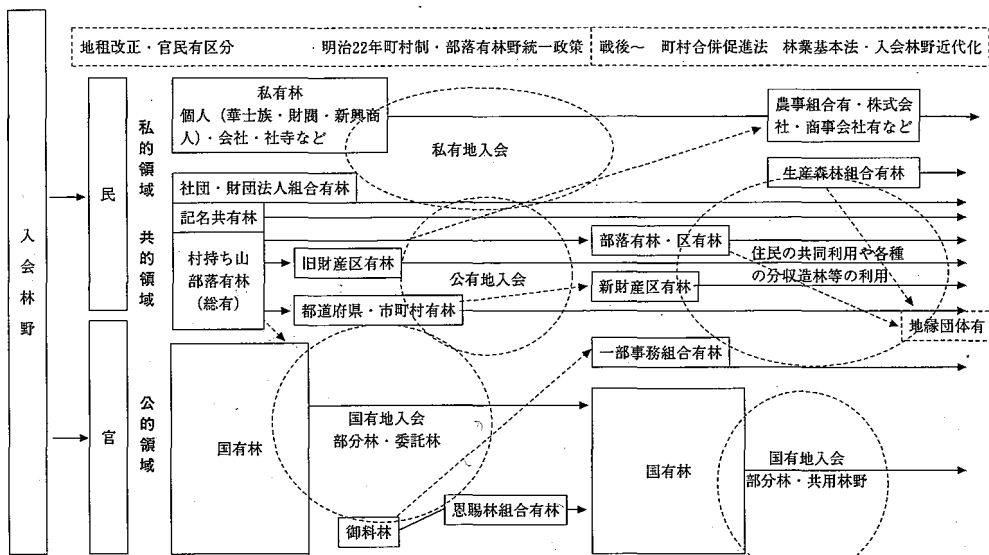
潔に整理してみる。

(2) 入会林野の成立とあゆみ

入会の起源を知ることが大変難しいなかで、歴史的資料のなかに初めて「入会」の文字が現れるのは、天文5（1536）年の「塵芥集」であるとされるが、この時代にはまだ、入会地の使用・利用は各地域の慣行にまかされ、幕府との関係においては、依然、統一された制度にはいたっていなかった⁽¹⁶⁾。わが国入会林野の成立は、「一般的には従来からの農民による林野利用の事実が、幕藩体制下で村落共同体としての独占的・排他的利用権にまで高まったことによって発生し、その時期は近世のなかばころとされている」⁽¹⁷⁾。山野は公私共利にするという原則が近世において村持入会地としてその形を整え、村民たちがその入会地において、下草、稈、薪などを採取する慣行を次第に確立し、やがてこの慣行が権利として現代に引きつがれていくこととなったのである⁽¹⁸⁾。

明治に入る前のわが国の林野の大半は入会林野であった⁽¹⁹⁾。その入会林野は、明治以降大きく変容することとなる。ここからは主に室田武・三俣学の整理⁽²⁰⁾に基づいて明治以降の入会林野の動きをみていく（図-2-1参照）。

多くの自然資源の所有制度は、非所有制度および共的所有制度を公的所有制度あるいは私的所有制度へと編成替える歴史をたどってきたと思われる。つまり国有化と私有化の政策が国家政府によって進められてきた⁽²¹⁾。入会林野のたどった歴史も、基本的にはこの流れにあると



(備考) ○ は利用を表している。室田らによる作成。

図-2-1 明治以降の入会林野のあゆみ

資料：室田武・三俣学（2004），p.9から引用

考えてよい。次の政策的な動きに、入会林野が大きな展開をみている。

- ①明治6 (1873) 年 地租改正条例の発布
- ②明治7 (1874) 年 官民有区分の開始
- ③明治22 (1889) 年 市制・町村制の施行
- ④明治43 (1910) 年 部落有林野統一政策の開始
- ⑤昭和39 (1964) 年 林業基本法の制定
- ⑥昭和41 (1966) 年 入会林野近代化法（正式名称は「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」。以下、本論において「近代化法」という。）の制定

これらを節目にしなが、明治以降の入会林野の動きは大きく3つに分類することができる。1つは、①と②に大きく関係する国有化、2つ目は③と④に大きく関係する公有化、そして3つ目に⑤と⑥に大きく関係する私有化である。

【入会林野の国有化】

明治政府は、近代的な租税制度の確立のために、土地所有の近代化に早くから着手した。はじめに進められたのは、官民有区分事業による官有地化である。幕藩体制下の林野のほとんどは管理主体が村にある入会林野——村が管理し村民が共同で利用、収益する林野。村持山、村山などと呼ばれる——であったが、その多くが所有権を立証できずに官有林となった。「官民有区分はきわめて厳格な条件を充さぬ限り、強権をもって官有地に編入する方針であったため、旧来所有者のないまま人民が使用収益してきた林野の多くは官有地となった」⁽²²⁾のである。このように、従来の入会慣行の存在をいわば軽視して行われたような官民有区分は、「官林形成の過程であると同時に、国家による村持林野の収奪、農民の入会利用排除の過程でもあった」⁽²³⁾とされる。いきおい生活と生産を脅かされた農民の抵抗が各地でみられ、それが次第に激しさを増し、官有林に編入された土地の民有林への下戻要求が高まったため、国は明治32 (1899) 年、「国有土地森林原野下戻法」を制定して下戻申請のみちを開いた。しかし、同法は農民の権利を認めるとか利益を守るということを趣旨としたものではなく、むしろ官有地の民有引き戻しの打ち切りを目的とするものであったため、実際に同法において申請が許可されたのは、申請件数約2万1千件、面積約207万町歩に対し、それぞれ7%、15%ときわめてわずかにとどまっている⁽²⁴⁾。

【入会林野の公有化】

「入会林野に大きな混乱をもたらしたのは明治22年の『町村制』である」と笠原六郎⁽²⁵⁾が指

摘するように、市制・町村制にはじまる地方行政の「近代化」政策は、地租改正および官民有区分事業で官没をのがれ民有地の認定を受けた入会林野にとって、ふたたび「公権による奪取」の危機をもたらした。地租改正時に、個人名義や共有名義ではなく旧村、大字、組などの団体名義で地券を交付されたものは、のちに公有の扱いを受けることとなった。明治22（1889）年の市町村合併により、徳川時代の「村」は新市町村の一部として部落となったが、これに伴って部落有林野となった旧村持山などの入会林野を、政府は公有財産として町村長および町村議会の管理下におくべきとしたのである。

このいわば政府による入会権収奪政策に対し、入会権者である農民はふたたび強く反発した。そこで明治政府が提示した妥協案が「財産区制度の創設」と「旧慣使用权の規定」である。

財産区制度とは、町村制による町村合併にあたって、町村の一部たる部落が財産を所有しているときそれを財産区⁽²⁶⁾として法人格を認め、かつ区議会、区総会等の固有の機関を置いて区が独自にその財産を管理することができるようにしたものである⁽²⁷⁾。一方、旧慣使用权⁽²⁸⁾とは、公有林野における入会慣行を全面的に認めるというものである。入会慣行は認められるものそれまで村持ちだった入会林野の位置づけはあくまで公有財産となり、その使用权が認められたに過ぎず、市町村の統制下に置かれることが不可避となっていった、と評される。

このような妥協案にのみ込まれながらも、入会林野の公有化は進められていった。この町村制、そして町村合併によって多くの入会林野が新市町村に編入され、入会林野が大きな影響を受けていった展開を三俣⁽²⁹⁾は次のように論じている。

藩政村下の村持の入会林野の多くは新市町村に編入されることを余儀なくされたのであった。それは「生活共同体、生産の共同組織そのものとしての村」から「行政体である町村」に移行することであり、入会林野の新市町村下への編入は、当該村落にとっては単に行政機能の喪失を意味するにとどまらず、生活基盤そのものの収奪を意味することとなった。

次に入会林野に新たな局面をつくったのは、明治43（1910）年に始まった部落有林野統一政策である。入会権を私法の中に位置づける民法（私権）と公法の中に位置づける町村制（公権）の矛盾がみられる⁽³⁰⁾なかで、明治政府は入会公権論の立場に立ち、部落有林を市町村有林に統一する政策を強力に推し進めた。昭和14（1939）年まで続いたこの政策は、「農民達の共有から市町村へ所有権を移すことを強制されてゆく」⁽³¹⁾という側面をもった。このため、農民たちは再度立ち上がり、激しい抵抗・反発を続けた。町村合併を促進したい政府は、大正8（1919）年に、部落有林の統一に当たって条件を付すこと（条件付統一）を認めた。これにより部落民の既存の利益・権利は尊重されることになったが、結果として形式上は市町村有林だが実質は部落有林であるという形態を多くうみだすとともに⁽³²⁾、付された条件が部落ごとに異なり多様であったため、「多様な条件をもった林野が全国各地にばらまかれることになった」⁽³³⁾のである。

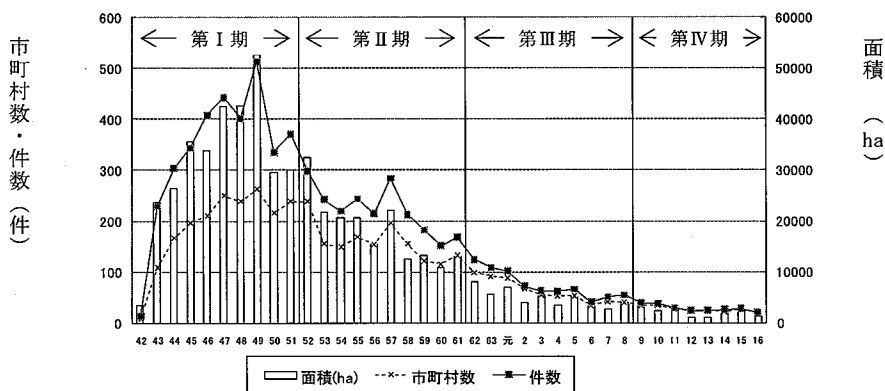
戦後になり、入会林野の公有化政策として、新しく制定された地方自治法に町村制の規定が引きつがれた。このため、戦後の町村合併（昭和30（1955）年）の際にも明治の町村制施行のときと同じ問題、すなわち合併前の旧村財産が新市町村の財産になることを懸念して合併を拒むという問題が相次いだ。これに対し、「政府は、町村合併の促進をはかるために制定した町村合併促進法において、合併にさいし財産を新市町に移転したくない市町村については、新しくその市町村単位の財産区をつくって当該財産をその財産区に留保するみちを法律的に開いた」⁽³⁴⁾。その結果、それまで形式市町村有・実質部落有の実態をもつ林野の多くが、形式財産区・実質入会財産となった⁽³⁵⁾。

【入会林野の私有化】

明治維新よりのち、私的所有も徐々に進んだが、なんといっても入会林野の私有化に大きな影響を与えたのは、林業基本法の制定（昭和39（1964）年）と関連法であった近代化法の制定（昭和41（1966）年）である。経済成長によって農林水産業にもたらされる所得格差を是正するために政府は林業基本法を制定したが、その際、林家の経営規模拡大の手段として、当時200万haを超えるといわれた入会林野の整備を打ち出したのである⁽³⁶⁾。近代化法は、その法案提出理由にあるように、「入会林野および旧慣使用林野の農林業上の利用を増進することを目途として、その権利関係の近代化を助長するための措置を定める」ことを目的としている。換言すれば、入会林野における権利者を確定し、その合意によって入会権を消滅させ、同時に所有権、地上権その他の個別的、近代的権利に転換させることをねらったものである。そしてその促進を図るための支援策として、権利転換にかかる費用や税負担の減免措置が講じられ、近代化法が制定された年の翌昭和42（1967）年から10カ年計画で入会林野整備事業が進められた。当時のわが国の入会林野約200万ha（民有林面積の13%）のうち、国が当初近代化政策の対象とした面積は約185万haであったが、結局当初の計画期間10年間で整備が進んだのは32万haにとどまった。

入会林野整備事業はその後第Ⅱ期～第Ⅳ期と続けられたが、結果的に平成13（2001）年で整備済みの入会林野等は約85万haにとどまり（図-2-2参照）、未整備が約50万ha、不明が50万haとなっている⁽³⁷⁾。実績となる整備面積のみで判断するのは適当でないと考えるが、そうだとでもこれらの数字から近代化政策が所期の目的を達成したとはいえず、「近代化法に基づく入会林野整備事業は、十分な成果を生めずに幕引きの日が近づいたといわざるを得ない」⁽³⁸⁾とする評価は当を得たものといえよう。

近代化法に基づいて行われた入会林野整備によって、当該入会林野の入会権は消滅することになる。その後の経営形態は、法人形態（生産森林組合⁽³⁹⁾、農事組合法人⁽⁴⁰⁾等）による協業経営、個別経営、その他共有による経営の3つに分かれるが、法人形態をとる生産森林組合が代表的であるといつてよい（表-2-1）。「割山利用など個別利用の内部条件が成熟しつつあ



図一 2 - 2 年度別入会林野整備実績

資料：林野庁業務資料

表一 2 - 1 入会林野整備後の経営形態

	総 数	法人協業経営				共有経営	個別経営	
		小 計	生産森林組合	農事組合法人	その他			
経営体数	実数	154,438	3,126	3,027	93	6	1,223	150,089
	比率(%)	100.0	2.0	2.0	0.1	0.0	0.8	97.2
面 積	実数(ha)	568,255	306,304	300,458	5,458	388	30,546	231,405
	比率(%)	100.0	53.9	52.9	1.0	0.1	5.4	40.7

資料：林野庁業務資料から作成。平成16年度までの累計値。

た入会林野はスムーズに個別私権化の方向を選択できたものの、大部分の林野は共同体的利用、管理の体制を依然として選択し、それに適合する組織形態として生産森林組合や農事組合法人に結びついていった、という傾向が強い⁽⁴¹⁾結果となっている。

入会林野整備によって多くの生産森林組合が誕生した。平成7（1995）年時点で3,277ある生産森林組合の約8割が、近代化法施行後に設置されたものとなっている。ではなぜ、生産森林組合の形態を選択するケースが多かったのか。

それは、生産森林組合の形態をとることが、国から近代化を迫られながらも入会慣習を維持する対応策たりうると判断されたからであろう。つまり、「生産森林組合は、法人形態をとり、その意味で私権化=近代化の建て前にも合致し、他方『所有・経営・労働三位一体の原則』はその具体的担い手が部落構成員と措定されているかぎりに入会慣習とそれほど矛盾することなく運営することが可能と考えられた⁽⁴²⁾とみられる。

しかしながら、次の2.で触れるように、現在の生産森林組合をとりまく状況は厳しいといわざるをえない。もともと入会林野整備を進めるために設けられた制度でなく、「元来、経営規模は小さいが企業的意欲を有する小生産者の同志的結合による協業経営の受け皿として法に

定められた」⁽⁴³⁾生産森林組合を、入会林野解体後における農民の集団的林野所有の形態とすることを当初から問題視する声はあった⁽⁴⁴⁾。また、「近代化政策下の生産森組は、構成員の共同所持の意志を利用しつつ既存の組合制度の枠組に押込むという内実をもつものが多い。そこには入会林野に対する実態認識も、近代化を図るという政策理念も欠落している」⁽⁴⁵⁾とする強い指摘もみられる。

確かに、入会林野整備の実績や現在の生産森林組合の状況からみれば、高い評価を与えることは難しい。だが、結果論という表現はいささか軽率だとしても、単なる政策批判で終わらせないためにも、次に引用する当時の政府（林野庁）の認識⁽⁴⁶⁾を受け止めておくことも重要である。

林業構造改善施策を講ずるに当たって、部落有林野は重要な位置を占めており、その近代化が叫ばれているが、その方向の具体的な施策化には、なお検討を要する問題がある。特に林野の個人分割による私権化については、部落有林野の所在する山村の社会的、経済的条件如何で所有の集中分散を招き、階層化をいたずらに促進する結果ともなる恐れがある。

本項のおわりに、入会林野に関わって古くから多くの係争が生じてきたことに言及しておく必要がある。入会林野が権利関係に深く基づく性格を有しているため、利用形態の変化に伴うなどして争いが生じる。すなわち、入会林野を利用する権利について、主張の食い違いが生じ係争へと発展していく。こうした係争の特色として、①特定の地域に偏ることなく全国的にみられる、②戦前は入会集団と外部——他の入会集団や地盤所有者等——との訴訟がほとんどであったが戦後は入会集団内部の紛争が少なくない、点が挙げられる。そして争点でもっとも多いのが入会権の存否である⁽⁴⁷⁾。なかには入会裁判史上有名となった「小繫事件」⁽⁴⁸⁾のように、長い年月にわたって係争が続いた例もある。入会権が「土地」をめぐる「権利」である以上、それにかかる課題解決には複雑さや煩雑さが伴い、結果として課題解決までに対象林野の維持管理・保全が中断されるおそれがある。このことは地域資源の共同的管理の障害にもなりかねない。入会林野を持続的かつ有効に、かつ私的ではなく共同的に管理・利用することを考えるうえで、入会権の問題は避けて通れない課題の一つでもあるのである。

2. 入会林野の現在

1. で入会林野のあゆみを概観した。そこで整理されたように、これまで進められてきた入会林野近代化政策に伴い、入会は近世村落＝ムラの支配する領域（総有⁽⁴⁹⁾）から、新しく近代化法に整合性のある形で生まれ変わることを余儀なくされた。その結果、入会林野は新市町村下に統一されたものや財団法人、社団法人、財産区、一部事務組合、生産森林組合、記名共有など様々な形で現在まで引き継がれることになった⁽⁵⁰⁾。これらは、形式上は近代化法に対応し

ているといわれる。

今日では、生活に密着した入会林野の利用が影をひそめ、育林経営が厳しい状況に加え、以前に比べて共同作業が難しくなったことなどを背景に、一般的には入会林野の管理は形骸化の方向をたどっている⁽⁶¹⁾。しかしその一方で、実際の利用のうえでは近代化法に組み込むことのできない論理を秘めたまま存在しつづけている例も多く報告されている⁽⁶²⁾。

なぜ、入会慣習は存在し続けるのか。笠原は、「入会集団はなお入会林野を維持し続けようとする。その理由は（中略）、一言でいえば、入会林野は現在でも山村社会の精神的物質的基盤だからということである」⁽⁶³⁾という。かなり観念的な見方であり、また分析が約20年前であることから、現在でも同じ捉え方をするには無理があるかもしれない。しかし、次の三俣⁽⁶⁴⁾の分析は実体をよく捉えている。

現在、林業の衰退に伴って衰退し公的管理に移行しつつあるような入会林野（財産区）であってさえ、長らく「地域の共益」を反映する形で管理・運営がなされ、当該地域の発展基盤を自前で構築してきた歴史を有している。地域の自治力の範囲内で、入会林の管理・運営を行い、その結果「等身大の社会的共通資本」を充足してきたのである。

ただ、その状況がそのまま現在にも引き継がれているわけではなく、伝統的な入会利用が変わらずに残っているということでもない。自給自足経済のもとで林野の自然的利用を中心としていた伝統的な入会利用が、のちに資本と労働力の投下により貨幣財産の取得を目的とするものになり、そして現在では林業の低迷を背景に、その捉える目的や視点が変わってきた。

そのようななかで、いまなお入会林野である林野に焦点をあててみる。まず、現在も未整備とされる約50万haの入会林野はどのような利用がなされているのか。入会林野の共同利用形態は、現在でも4つに類型化されよう⁽⁶⁵⁾。

1つ目は、「共同利用」（古典的共同利用または個別共同利用）である。これは入会集団構成員による個別利用であり、構成員誰もが林野全域で自由に草・薪などの採取や、放牧を行うものである。持続的な利用を維持する観点から、集団内部の規約——「おきて」や「しきたり」として多くは口伝にされた——によって利用規制が定められていた。山入りの時期、採取できる物の種類や量、山入りする一戸あたりの人数、採取した物の用途などに制限が設けられていた。

2つ目は、「直轄利用」（団体直轄利用または団体的共同利用）である。ここでは集団構成員の個別利用は原則的に禁止され、構成団体（＝部落）による林野の直接的な管理統制のもとに共同で利用が行われる。共同造林地の立木販売等によってあがる収益を部落が受けることになる。自由な利用を差し留めることから、「留山^{とめやま}」とよばれる。

3つ目は、「分割利用」（個人分割利用）である。これは、入会林野を集団構成員それぞれに

個別的に割り当て、専用させるものである。一般に「割山」「分け地」と呼ばれる。

4つ目は、「契約利用」である。契約（分収造林契約など）によって第三者に入会林野を使用させる場合と、入会林野の一部を集落の入会権者以外の者に使用させる場合とがある。

これら4つの利用形態とその利用目的は、表-2-2のように整理される。この表からも、共同利用が住民の生活を支えるいわば自給的生活環境の維持に対応した利用形態であり、他の利用形態は商品経済下での資源利用に対応した利用形態であることがわかる。したがって、入会林野が古典的な生活資源採取から人工的利用または高度利用に移行するのに伴い、入会林野の共同利用形態は共同利用（古典的共同利用）から他の利用形態へと変化していくことになる（図-2-3参照）。われわれは、ともすると古典的な共同利用形態にあるもののみをイメージして入会林野と捉えがちであるが、これら4つの利用形態はいずれも紛れもない入会林野であり、入会林野の今後の扱いを論じるうえで、この点は正確に理解しておく必要がある。

また、この4つの共同利用形態は、必ずしも独立して個別にみられるものではなく、一つの部落のなかにもいくつかの異なった利用形態の林野があり、同じ入会林野においても同時に複数の利用形態がみられることも少なくない⁽⁶⁶⁾。このことは、入会林野がそれぞれ利用目的に柔

表-2-2 入会林野の共同的利用形態と利用目的

利用形態	利用目的
共同利用	草・薪・薪炭原木・シダ・キノコ等の採取
直轄利用	製炭用材やしいたけ原木等の採取，部落共同造林
分割利用	個人植栽，採草（乾草採取），農作物の作付け等
契約利用	契約造林，部落外の者に対する貸付利用（採草，放牧）等

資料：中尾英俊（1984），p.34をもとに筆者作成

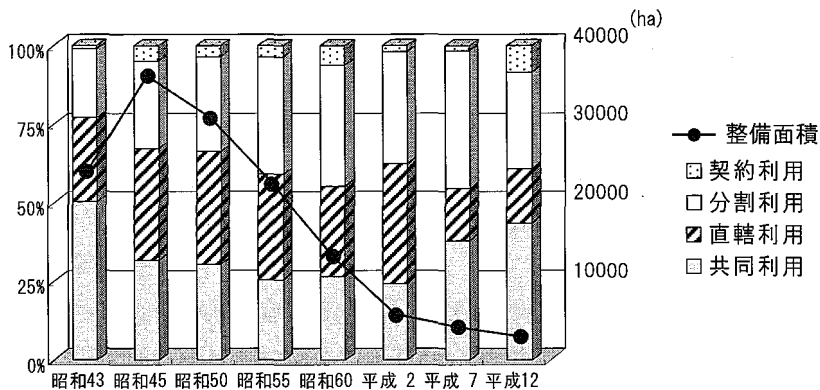


図-2-3 共同利用形態内訳の推移

資料：林業統計要覧各年版

軟に応じて入会林野集団の共益に寄与してきたことを表している。

次に、入会林野が近代化されたのちの林野に目を向ける。表-2-1でみたように、入会林野整備後の経営形態としては法人が54%を占め、そのほとんどが生産森林組合となっており、整備後の経営形態の中心は生産森林組合であったといつてよい。加えて、前述したように近代化法制定直後から整備後の林野の受け皿を生産森林組合とすることについて疑問視する向きもあったことから、入会林野整備後の生産森林組合は常に論点となってきた。整備後の生産森林組合が入会共同体的規制を解体しきれずに、近代的経営を実現できず形だけ変えて実質的な運営の形式は入会慣習そのままである実態——このような実態を捉えて「入会的生森」と呼ばれる——も広く存在した。

入会林野整備事業が開始されてから約40年が経過したいま、生産森林組合に対する評価はかなり厳しい⁽⁵⁷⁾。担当官庁である林野庁も「生産森林組合の多くは経営困難に陥り、組合員世帯の労働力を活用して積極的に事業を営む協同組合法人という本来の姿からは程遠い状態にある」と分析し⁽⁵⁸⁾、半田良一は「生産森組はもはや収益事業体としての展望を見失い、近年は解散の勢いが加速している」と指摘している。経営事情の悪化等を背景に、生産森林組合を解散して地縁法人化するケースの増加を指摘する報告もみられる⁽⁵⁹⁾。

整備後の生産森林組合がこのような状況にあるなかで、林野庁が平成5（1995）年にまとめた「入会林野等整備のあり方に関する調査報告」では、生産森林組合の制度について、次のような問題点が明らかにされている。

- ① 森林に対する国民のニーズが、木材など林産物の供給とともに各種の公益的機能の発揮に対しても強く求められるようになってきているなかで、組合の土地を農林業のために利用するに当たり可能な限り幅広く解釈する必要があるのではないか。
- ② 「常時従事義務」の規定⁽⁶⁰⁾は、組合員の高齢化と農林業就労者の減少によって実施困難の度を加えている。この規定の緩和ないし弾力的運用の途が望まれている。
- ③ 組合事務が繁雑で、その処理に困っている組合が極めて多く、とくに経理事務のむづかしさが指摘されている。

また、生産森林組合以外の経営形態についても、同報告書は次の2点を整理している。

- ① 共有の形態では持分の売却や相続に際しての分割に歯止めがかからず、無統制に権利が移動する虞が大きい。
- ② 森林経営の担い手として生産森林組合などの協業経営を過小評価して公有林経営に偏ることは、近代化法の精神と相反するのではないか。また、自治体が常に国民の期待に応えるだけの森林経営能力を発揮できるかどうかとも一概にいえないのではないか。

ともに重要な指摘事項たる内容だとは思いますが、2点目については、森林経営の担い手の検討対象が協業経営体と自治体の二者で十分なのか、という視点が必要であろう。このことはまさに本論の主題に関わってくる点である。

3. 入会林野の展望

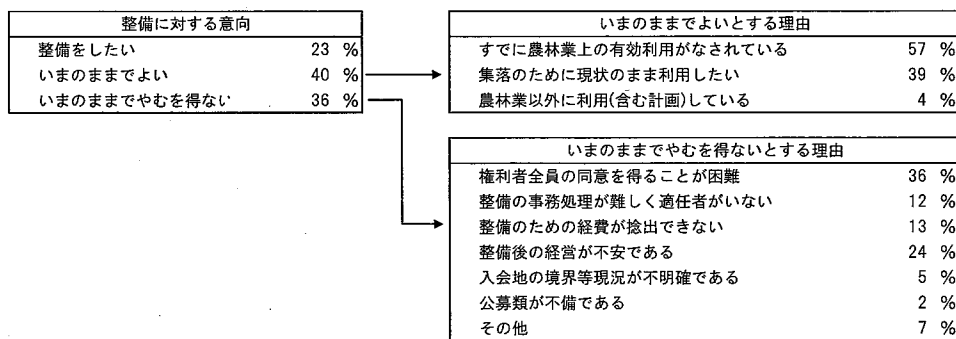
2. までの整理に立って、入会林野のこれからについて考えてみる。

あらためて、明治期以降の入会林野の展開は、そこで生活してきた農民の側から捉えた場合、一言でいえばそれは意図はともかくとして客観的には農民から入会林野を政府が「法律」という名の権力を使って略奪してきた歴史である⁽⁶¹⁾とする見方が大勢であるといつてよい。入会集団の構成員（＝住民）が自らの意向にかかわらず権利を奪われた（制約を受けた）、という点では正しい指摘と捉えるべきである。

近代化法による入会林野整備事業についても、政策としての正否はいまなお議論の俎上にある。ただ、結果として整備面積の停滞が明らかである現状からみれば、「整備事業、つまり入会林野等の所有権の確定などを柱とする権利関係の近代化政策と林業経営の近代化政策及び構造改善政策が制度的な壁に突き当たった」⁽⁶²⁾といわざるをえない。政策を推進してきた政府も、現状の課題に柔軟かつ冷静に向き合うようになったといえよう。前出の「入会林野等整備のあり方に関する調査報告」の冒頭には次のように記されている。

当時と現在とでは、農山村の状況も土地利用についての考え方や必要性も大きく変わっている。／近代化法制定当時は、農・林両面において、経営規模の拡大、施業経営の集約化・高度化が大きな政策課題であった。しかし、現在は、入会の母体である集落の構成員の共同意識が低下するなかで、一方では森林の機能に対するニーズの多様化、他方では山村人口の減少と高齢化のもとでの林業生産活動の停滞に対して、どのように応えるべきかが問われている⁽⁶³⁾。

また、同報告書は、調査を通じて得られた入会林野整備に対する意向および制度運用に関する意見も集約している。制度が抱える重要な課題が抽出されたものとして、要点を引用しておく（図－2－4 参照）。



図－2－4 入会林野整備に対する意向等

資料：林野庁（1993），pp.12-13をもとに筆者作成

- ① 入会権者全員の合意および関係権利者の同意が得られない（難しい）ことが整備の大きな障害になっている。
- ② 諸手続に係る関係書類の作成が繁雑であり、入会集団にはこれに対応できる適任者が乏しい。
- ③ 遠隔地に居住する名義上の土地所有者等との協議・調整に要する費用の捻出が困難なため整備をしたいが容易にとりかかれない。
- ④ 整備後における権利者の経営意欲の向上を図るため、各種事業の優先採択等手厚い濃密な施策が期待される。

これら4点は、いずれも入会林野整備をする前提に立った課題である。入会林野整備を行って近代化を図ることの是非については一概にいえませんが、入会林野整備を進めて入会林野の高度利用（＝有効利用）を図ろうとしている入会集団にとってハードルになっているのであるならば、その解消策を現実的に講じていくことが重要である。

生産森林組合に目を向けると、これまで触れたように厳しい状況下にあり、なかには経営を維持できずに解散していく組合もある。しかし、平成17（2005）年度末現在、全国には3,298の生産森林組合があり、経営する森林面積も約36万haに及ぶ。これだけの森林を、近代化政策の負の遺産のように扱ったままで過ごすことは許されないであろう。生産森林組合経営の見直し・改善、そして生産森林組合有林の持続的かつ有効な利活用が求められる。

半田⁽⁶⁴⁾は、生産森林組合の当事者に対して、都道府県および市町村との情報の共有に努めることを求める。それを通じて組合単位の自立の道を探り、地域の特色に立脚した森林活用の方針を定め、その方針に沿った都市住民への働きかけや政策要求の運動が重要であるとする。同時に、生産森林組合があらためて森林経営資本としての社会的使命感を取り戻すためにも、制度面において組合員の常時従事義務規定の緩和や減免措置の必要性を主張する。そして生産森林組合を否定するのではなく、採長補短によって活性化を図ることが大切だとし、政府に「生産森林組合に対し、今後の施業の方向を明示し経営計画の樹立を促すとともに、社会に向かっては、かかる施業への転換は高い公共性をもつ事業だという認識を徹底させること」を求めている。また岡森昭則も、時代とともに変化してきた林野利用の実態に合わせ、生産森林組合制度を見直すことを今日的課題であると位置づけている⁽⁶⁵⁾。そして三井昭二は、生産森林組合のなかにもレクリエーション用地や牧場用地として売却・賃貸し、その収入で育林経営を維持している例や、都市との交流にも努めている例があることに言及し、そうした新たな取組に期待を寄せている⁽⁶⁶⁾。

では、これらも踏まえ、入会林野の今後の展望をどうみるべきか。

入会問題の視角は、大別して「山村民の生きる権利を守る見地」と「土地利用の高度化ないし農林業生産力の増進の見地」との2つがあるとされる⁽⁶⁷⁾。これらは相互に関わり合い、バランスをもって実現されることが必要である。山村民不在の土地利用・農林業生産は現実的でな

く、土地利用・農林業生産なくしての地域資源の保全管理はありえないからである。しかし、山村民にとって入会林野が一義的に生活維持のためのフィールドであったかつての状況が明らかに変化した現在、入会林野の管理保全上、また経営的にどのような組織形態に再編——当然、地域の実情に応じ現行の入会林野のままとすることも選択肢の一つになる——することが合理的か、という点に議論の重点がおかれよう。その場合、2つの立場、すなわち林業の利用を含め土地経営の合理的な形態を探ろうとする立場と、環境資源的な側面の重要性から森林の最適な維持管理組織の形態を追求する立場がある⁽⁶⁸⁾。

入会林野の将来に関し、前者については明確な回答が提示されるには至っていないが、後者について近年の研究成果は、一定の方向性で一致している。一言でいえば、<入会林野がもっている多様な機能を見直し、そして認め、地域全体であるいは地域を超えて管理・利用するとともに、かかる制度の見直しと整備を行う>という方向性である。入会林野の利用は、時代の変化に対応して変化してきた。「特定の地域の限られたメンバーの共有財産であったという意味で、閉じた世界で完結することが多かった」⁽⁶⁹⁾入会林野をいわば開かれた世界に放して捉えることが必要ということである。

それは、そもそも入会林野に対して経済的機能に特化して役割を求めてきたことを顧みるなかで、「地域の共同利益のために、とりわけ環境保全という側面からも入会問題を考えるべき」⁽⁷⁰⁾との主張に代表される。岩本純一⁽⁷¹⁾は、入会林野がもつ共有林的な性格を再評価し、地域社会の公益を考えた森林管理のあり方を今一度見つめ直すことの重要性を説き、清水和邦⁽⁷²⁾は、地域に根ざした入会権に基づき入会地が有する共益的な機能を積極的に認め、入会権者のみならず地域全体で入会林野を利用する方向——例えば森林レクリエーションといった新たな利用方法——の模索を評価している。しかし藤原三夫は、冷静な分析も忘れずに、「都市部からのこうした森林への働きかけは、しかしその一部の機能を切り取ることで成立する関係にすぎない。森林のもつ諸機能総体を調整し、維持する主体の創出が重要な課題を構成している」⁽⁷³⁾と指摘する。この指摘はきわめて重要である。主体としての入会集団が自主的に計画性をもって新しい管理利用形態をつくり出すことが重要であるが、長い歴史に鑑みてもその実現は容易でない。だがこの点は、今後においてもポイントとなる課題である。

その課題の解決に取り組む場合に、入会権の整理（近代化法による整備との混同を避けるため「整理」と表現した）が問題となるかもしれない。これに関しては、前述のように制度の見直しのなかで対策がとられることが望ましい。ともすると、入会林野の利用が低位であった理由を権利関係の問題に求めることがあるが、この点は必ずしも正しくないことに留意したい。極端に言えば、資本と労働が入会林野に導入されれば入会権も自ずと解消に向かい、いわゆる近代化が図られ、高度利用は実現されるであろう。ひとり入会権の存在が、林野の有効な利用の障害となってきたかのような理解は避けるべきである。

入会林野は、住民主体の自覚的結合という観点から、地域社会の核たりうる可能性を有した、

地域にとって数少ないまとまった土地空間である⁽⁷⁴⁾。地域住民が、地域社会全体の公益のためにいわば自治的に管理・利用してきた入会林野の、その管理のあり方を再評価することも、これからの林野管理のあり方を考えるうえで有効であると考えられる。

井上真は、「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」を「コモンズ」と定義した。そして山村と都市との交流関係を媒介とする新しい林野の利用の胎動を「新たな入会＝地縁関係を超越する自然資源の共同管理（利用を含む）制度」と位置づけている⁽⁷⁵⁾。入会林野は日本における伝統的なコモンズのおもな対象であったといわれ⁽⁷⁶⁾、日本の入会制度はコモンズ研究の具体的な分析対象であったといわれる⁽⁷⁷⁾。菅豊は入会を「日本におけるコモンズの表出型である」といい⁽⁷⁸⁾、また三井は、林政学における入会林野論を林政学的コモンズ論への過程として位置づけている⁽⁷⁹⁾。このように入会林野（論）とコモンズ（論）は現代において切り離せない位置関係にあるといえよう。そこで次節では、そのコモンズを取り上げる。

第2節 林野の共同的管理とコモンズ論との関わり

1. コモンズとは何か — 捉える視点の整理 —

近年、環境問題を契機に、自然環境や地域資源の保全・利用管理のあり方をめぐって、多様な地域の中で具体的に形成され遷移してきた「<コモンズ>的社会関係」の重要性が再発見され注目されるようになってきた⁽⁸⁰⁾。また、「環境問題のグローバル化が急速に進むとともに、地球規模で考え地域で行動することが重視されるようになったので、地域そのものの意義や、かつてのコモンズにおける相互扶助の役割が見直されるようになった」⁽⁸¹⁾ともいわれる。

ここに登場する「コモンズ」とはどのようなものであるのか。

はじめに、「コモンズ」という言葉の定義を考える。前節の終わりで触れた井上のほかにも「コモンズ」の定義づけに関する論述は多い。その代表的なものは表-2-3のように整理できる。この表からもわかることは、意味合いの方向性は一致しているものの、特定の、または厳密な定義づけがまだなされていないということである。

一般に、英語の「コモンズ (commons)」が「共有地」とか「入会地」と訳されることがあるが、実際にそれらを指して論じられることもあるし、もう少し範囲を広げて扱われることもある。多辺田政弘⁽⁸²⁾は、「「公」(政府)や「私」(市場)に収斂しきれない「<共>的世界」という程度の意味で<広義>に使い、より多義的な豊かな内容をもつ概念として、将来に向けて積極的に提示し、あえて曖昧さを含んだ概念として使いたい」とする。井上⁽⁸³⁾もまた、「ある自然資源が私的所有物であっても、暗黙にあるいは契約によって地域住民によって共同管理されているならば、その資源管理制度はコモンズの範疇に入れて議論することが可能となる」とし、さらに、「様々な議論をコモンズ論の土俵に上げたいと思っている。コモンズの狭い定義に執着して『それはコモンズではない』と議論から排除するよりも、生産的な議論への可能性が開けると思う」としている。

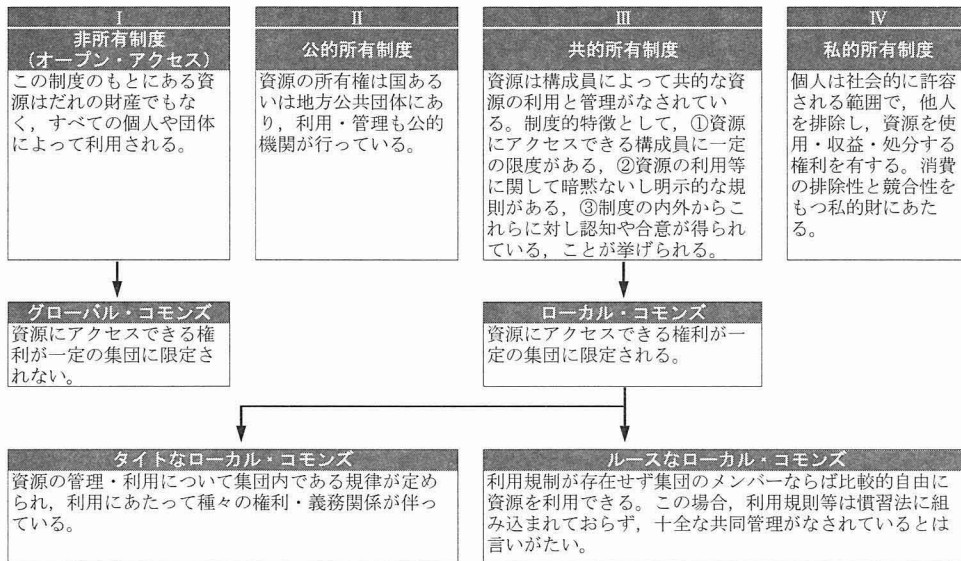
表-2-3 「コモンズ」の定義例

定義(説明)	
井上 真	自然資源の共同管理制度、及び共同管理の対象である資源そのもの。資源の所有にはこだわらず、実質的な管理(利用を含む)が共同で行われていることをコモンズである条件とする。
宇沢弘文	必ずしも特定された組織や形態をもつものではなく、ある特定の人々の集団が集まって、協同的な作業として、社会的共通資本としての機能を十分生かせるように、その管理や運営をしていくもの。
多辺田政弘	商品化という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に国や都道府県といった広域行政に包括されない、地域住民の「共」的管理(自治)による地域空間とその利用関係(社会関係)。
宮内泰介	地域の人々が共同で所有・利用・管理している自然環境、またはその所有・利用・管理のしくみ。
三井昭二	もともと入会地を意味しており、林野(森林・原野)との関係がきわめて深い。近代以前においては、林野は一定の地域の人たちが原則として自由に利用できる入会地であった。したがって、林野の資源はその地域の人たち全体の共有によるものとみなすことができる。
半田良一	元来、入会地ないし入会のシステムの意味。自然資源とそれに関わって共生する人々たちが作り出す地域空間。
藤村美穂	コモンズという言葉の意味は、用いる人や目的によってさまざまであるが、もっとも単純な表現を用いるなら、「みんなのもの」ということができる。

基本的にはこうした幅広い捉え方を受け入れたい。前節でみた入会林野は地域それぞれの「しきたり」や「ならわし」、「おきて」に強く影響されて実に多様な実態がある。そうした多様な実態がある入会林野も、自然資源を共同管理するという切り口においてコモンズと共通している。対象が曖昧さを含むことによって議論が散漫になる懸念もあるが、これら2つを合わせて議論するうえでも、言葉の定義づけとしては幅があった方が望ましい。表-2-3の藤村による「みんなのもの」という要約(表現)は極端に過ぎるとしても、宮内が取って簡潔に表現した「地域の人々が共同で所有・利用・管理している自然環境、またはその所有・利用・管理のしくみ」という定義はイメージが容易であり、かつコモンズにアプローチするうえでは十分であろう。

言葉の定義に関してもう1点、すなわち所有制度の視点からの整理を理解しておきたい。井上⁽⁶⁴⁾は、所有制度とそのもとにある資源そのものの性質も合わせて図-2-5のような整理を行っている。この中で、ⅡとⅣはコモンズ概念に含まれないから、ⅠおよびⅢが広義でのコモンズとなる。

言葉の定義は以上のような概念整理にとどめ、次に図-2-5をもとに、井上が進めたコモンズの類型化に触れる。井上はⅠおよびⅢの広義のコモンズをさらに次のように分類している。



図一 2-5 資源の所有や利用をめぐる制度の類型

資料：井上真（1997），p.27；井上真（2001），pp.8-9をもとに筆者作成

1つは、資源にアクセスできる権利が一定の集団に限定されない「グローバル・コモンス」、そしてもう1つは資源にアクセスできる権利が一定の集団に限定される「ローカル・コモンス」である。前者は基本的にIに相当する。後者は基本的にIIIに相当し、さらに利用に関する規制の有無を基準として2つに分類される。その1つは「タイトなローカル・コモンス」と呼ばれ、資源の管理・利用について集団内である規律が定められ、利用にあたって種々の明示的なあるいは暗黙の権利・義務関係が伴っている。これは総有の概念に基づいた資源利用・管理システムに近いとされ、日本の入会林野などが例として挙げられる。もう1つは「ルースなローカル・コモンス」と呼ばれ、利用規制が存在せずに集団のメンバーならば比較的自由に資源を利用できる。井上のこのような類型化が、広くコモンスを扱ううえで確立されたものとなっているわけではないが、これもまたコモンスにアプローチするうえで参考となる指標である。

このようなコモンスを取り上げたコモンス論が多くの研究者によって展開されている。上で引いた井上や宮内は、精力的なフィールドワークを通じた研究成果に基づいて環境社会学の立場から、地域住民を主体とする現代的なコモンスをいかに構築すべきかという視点で立論している⁽⁸⁵⁾。また、土と水こそが生命にとっての生態基盤であるとし（水土の思想）、それが国有化することも私有化することもできないコモンスであることを強調して、その再生による新たな社会づくりを主張した多辺田らがいる。さらに室田は、日本の入会、入海、入会を研究対象として、共同資源を私的に占有することは「人間社会にとって有用なエネルギー源の活用という点で効果的でない」ことが起こる場合があることを論じた⁽⁸⁶⁾。一方、経済学者の宇沢弘文は、

コモンズを部分的に包括する概念として「社会的共通資本」を提示した。資本主義と社会主義を超える理想の社会の中核をなすものとして、公的にでも私的にでもなく管理されるべき社会的共通資本（自然資本，社会的インフラ，制度資本）の概念をコモンズとともに提示している。そしてその自然資本として，入会をはじめとする伝統的なコモンズを挙げている⁽⁶⁷⁾。このほかにも，都市の人々の森林や里山管理への参加事例に接近しながら森林資源の管理主体論にも踏み込む北尾邦伸，三井などの研究は，地域生活や森林，自然資源管理の現場研究を進めるうえで示唆に富んでいる。

2. 林野の共同的管理とコモンズ論

ここでは，林野管理とコモンズ論との関わりを探る。

はじめに，前節で取り上げた入会林野とコモンズの関わりについて考える。きわめて特殊な性格をもつ入会林野と，概念的であり曖昧ささえもつコモンズの位置関係を正確に整理することは難しい。しかし，世界の多くの地域事例を取り上げて展開されるコモンズ論をわが国に照らすとき，取り上げられる共同的管理の例は，入会であり入会地である。そこでの対象は，村落の森林や草地，溜池などである。コモンズ (commons) という言葉が「共有地」や「入会地」などと訳されることとともに，同じ組上で捉えていい背景といえよう。

そのようななかで，研究対象としての入会とコモンズの違いについて，宮内が触れている。入会が「ある一定の区画の自然環境とある一定の地域集団が一対一で対応して，利用・管理のルールを媒介としてタイトな関係が明示的にある」のに対し，コモンズは「(地域集団と自然環境との間に) 濃い関係，薄い関係が入り混じり，ルールや権利も，明確にあるものからうっすらとあるようなないようなものまでグラデーションがあり，しかし，大きく見れば地域全体で利用・管理していることには変わらない」(括弧内引用者) もの——これを重層的コモンズと宮内は呼んでいる——である⁽⁶⁸⁾。違いが「一対一か否か」ということであるとすれば，その違いに重きをおいて議論する必要性は低い。なぜなら，宮内自身もいうように，そもそも「現代における住民・市民と自然環境との関係が，(中略) かかわりや権利が重層的に折り重なったものだから」⁽⁶⁹⁾である。したがって，共同的管理を考える対象として，その林野および林野の管理形態が入会なのかコモンズなのか，という視点はあまり意味をもたないのではないだろうか。

次に，林野管理とコモンズ論との関わりの視点から，最近のコモンズ論の傾向に注目する。その傾向とは，半田の指摘に表れる自然環境保全との関わりを重視した論調である。少々長い引用する。

近年，研究者の多くがコモンズを自然環境の保全と結びつけて論じようとしています。例えば生態学者たちはコモンズを，自然システムとそれを文化化する人間（共同体）の営みと

が重なり合う領域、と捉えます。代表例として挙げられるのは海辺や里山です。この見解は、歴史的・即自的に存在するコモنزの構成員による共生の営みが、「結果的に」地域空間内の環境の保全という社会的役割を果たしてきた点に、着目し評価するわけです⁽⁸⁹⁾。

さらに、活発に展開されるフィールド研究——地域における林野の管理・利用を考えるうえではフィールド研究がより有意であると考え——に立脚したコモنز論において、主に制度面に着目する従来型のコモنز論から一歩進んだ「エコ・コモنز」の重要性が、主として生態人類学や環境社会学から提唱されはじめている⁽⁹⁰⁾。そこでは、生物多様性や自然と人間の相互作用環が精緻に吟味される。実際の林野管理上、生態学的特長をも考慮するシステムを視野に入れるとなると、違った次元での検討が必要になり現実的とはいえない。しかし、半田が指摘する範疇での環境保全的役割を意識したコモنز論の視角は、地球環境問題が大きく取り上げられる現代において、林野管理とコモنز論との紐帯ともいえるのではないだろうか。

では、コモنز論の視点からみた現在の林野管理の状況はどのようなものであるか。日本の入会（入会林野）は、代表的な「ローカル・コモنز」であるとされる。その入会林野は、前節でみたような政策的な所有制度の変更や、社会的経済的事情の変化——自給的経済から商品経済への変化、工業化の進展と燃料革命による薪炭需要の激減、林業の長期低迷による林業経済の停滞など——を背景に、人々との関わりが次第に希薄化するみちを歩んだ。「林野を舞台とする『コモنز』は崩壊してしまった」⁽⁹¹⁾とさえいわれる。その結果もたらされた閉塞感は現在でも拭いきれてはいない。

しかし、1980年代後半になり、地球規模で森林にかかわる環境問題が注目されるようになって事情が少しずつ変わった。「環境」というキーワードを震源として「共生」や「循環」、「持続的」といった考え方が重要視されるようになった。物的富貴と精神的貧困に疲弊した都市住民が、いわば癒しを求め森林に保健休養的なメリットを期待して森林を「向こう側」にみていた段階から、森林——環境といった方が適当かもしれない——と関わることに充足感を得ようとして森林を「こちら側」にみる段階への移行が認められる。

三井⁽⁹²⁾は、このような動きを捉え、「最近では都市と山村、下流と上流のあいだで交流関係が芽生えるとともに、新しいコモنزを模索するものも現れている」と述べ、次の2つの事例を挙げている。この事例は他の論稿でも紹介されており、広く知られているので、三井の論稿から要点のみを引用する。

1つは福島県只見町の「株式会社たもかく」である。いわゆる入会林野整備によって個人分割された森林を、この会社は買収した。そして300坪の土地所有権と20年間のその土地の管理料および20万坪の土地の「入会権」を合わせて50万円で販売している。ここでいう「入会権」とは、昔の生活資材を採取するというイメージではなく、山菜採りやきのご採り、カントリースキーなどを行う権利を指している。また、この権利の5年間分を5万円で購入することもで

きるようにしている。

2つ目は熊本県の「阿蘇グリーンストック」である。ここではまず、地元特産品である赤牛の産直を出発点に、地元住民と熊本市民等の連携による農林畜産業の振興や、阿蘇周辺自然环境を守るための環境トラスト運動などが展開された。また、阿蘇地域には古くからの入会林野が多く存在したが、そこに都市住民の余暇スペースを確保することが構想され、都市住民がそのスペースを利用するための権利——特定入会権とも呼ばれる——を設定することも考えられた。

このような動きは、「新しいコモンズ的な利用の胎動」とか「現在の日本で新しい入会をめざす代表的な活動」といわれる⁽⁹³⁾。ここで注目すべきポイントは、この活動や取組が都市と農山村との交流関係のうえに立っていることである。それは、農山村内部で自発的かつ自立的に展開されているものでないことをマイナス評価すべきであるという意味ではない。むしろ都市とのつながりが、これからの農山村地域の林野をあらためて活かしていくうえで重要な要素となっている、そのことを前向きに理解すべきであると考えられるものである。ただ、その際に農山村と都市との関わりにバランスを欠いてはいけない。都市の側から起こされたコモンズ論や林野コモンズ論が山村に過大な期待を寄せることを懸念する指摘もある⁽⁹⁴⁾。室田らがいうように、そこに暮らしの本拠を持つ住民を埒外にしてコモンズのルールは構築し得ない⁽⁹⁵⁾。農山村と都市との連携が相互にバランスを保ったかたちで実現することが大切である。

さて、以上みてきたコモンズやコモンズ論が今後どうあるべきか、またどのような視点をもつべきか。本節のおわりに、この点について示されているいくつかの見解に触れる。井上は次のようにいう⁽⁹⁶⁾。

地域住民が中心となりつつも、外部の人々と議論して合意を得たうえで協働（コラボレーション）して森を利用し管理する。そういう「開かれた地元主義」でなければ持続的な森林管理につながらない。この理念が具体的な仕組みとして結晶化したのが、地域住民を中心とする森林の「協治」である。

そして、なるべく多様な関係者を地域森林「協治」の主体としたうえで、かかわりの深さに応じた発言権を認めようという理念——井上はこれを「かかわり主義」と呼ぶ——を提案している⁽⁹⁷⁾。

また、半田は、次のように述べている⁽⁹⁸⁾。

従来と違った自然環境の保全を求める外部的要請が発生した場合、伝統的コモンズの内部システムの調節のみでそれに対処することが通常は困難であると思われる。（中略）

集落という狭い地域空間に閉じこもった伝統的コモンズのなかでの議論を止揚し、それぞ

れ目的に適ったコモンズの組織と運営、すなわちガバナンスのあり方へ考察領域を拡大する
 が必要あり、さらにその考察を通過して、もう一度「現代に相応しい地域共生」という即自
 的色彩が濃い広域コモンズのビジョンによって締め括るといような総体的な視点が要請さ
 れる。

さらに三井は、森林に関する近代的土地所有のあり方に対する見直しを視野に、森林の管理
 についても森林の所有と管理・経営の分離など根本的な課題の検討の必要性を論じている⁽⁹⁹⁾。
 これらの主張から、これからの地域資源（林野）の管理・利用を考えるうえで、伝統的入会や
 伝統的コモンズの考え方の枠から一步踏み出すことの必要性が認められる。

表-2-4は、井上がローカル・コモンズをめぐる権利関係を所有権、利用権およびアクセ
 ス権という3つの視点で整理したものからの抜粋である。従来の入会——表中の共有入会およ
 び地役入会——のほかに新たな入会が区分されると同時に、アクセス権といういわば“関わる
 権利”を登場させる必要性があったことが端的にわかる。

表-2-4 参加型森林管理における権利の主体

国	活動・プログラム	所有権	利用権	アクセス権
日本	共有入会	入会集団	入会集団・メンバー	—
	地役入会	国・地方公共団体ほか	入会集団・メンバー	—
	新たな入会	会社などの団体	地域の農家, メンバーの都市住民	メンバーの都市住民

資料：井上真・宮内泰介編（2001），p.229の表から抜粋して引用

その理解に立ってコモンズを捉え、そして考える場合、「利用している人たちの社会システ
 ム」を「各地域の実践的な課題に沿って」明らかにしていくことが必要である⁽¹⁰⁰⁾。このこと
 は、菊間満らによる次の指摘にも共通する。「今後、林野コモンズ論が内実性を持ちつつ社会
 的課題に答える有効な論理となるためには、実証と運動の課題として、入会慣習に関する法社
 会学的な分析だけでなく、森林利用・土地利用などに関する経営論と技術論を含む総合的な実
 証が必要であろう」⁽¹⁰¹⁾。すなわち、地域実態に即した実践的かつ実証的な検討が重要となる。
 入会林野やコモンズのように共同的な利用・管理に供されてきた林野は、そのいずれもがそれ
 ぞれ成立過程や歴史的経緯において地域的な特色を有しており、地域差、個別差が著しい。そ
 れだけに、事例的な実態分析の積み上げが必要である。次章からは岩手県内を中心とする4つ
 の事例を取り上げ、いわばフィールド主義の立場から林野の共同的管理について考察を進める。

なお、本章の章題に付した「林野の共同的管理」、その形態としては本章でみた入会林野、
 コモンズの他にも多様なものがある。第1節で記述したように、入会林野が近代化（入会林野

整備)されると入会権がなくなるという意味では整備後の林野はその時点で入会林野ではない。仮に実質的に従来と変わらぬ共同性をもって管理していたとしても、狭義で捉える場合、区分上は入会林野でなくなるわけである。したがって、本章は共同的管理の対象の取り上げとしては十分ではないが、伝統的な資源の管理形態として入会林野——そしてそれと接合するコモンズ——を、共同的管理の母体的性格を有しているものとして捉えたものである。そこから派生的に登場してきた(してくる)ものが、次章以下で取り上げる財産区有林や共有林等なのである。

注および引用文献

- (1) 笠原六郎 (1983) 「林業視点からの入会林野政策」『中日本入会林野研究会会報』4, p.9; 三井昭二 (1999) 「入会林野論」船越昭治編『森林・林業・山村問題研究入門』地球社, 東京, pp.87-88, p.90; 三井昭二 (1997) 「森林からみるコモンズと流域」『環境社会学研究』3, p.42; 三俣学 (2006) 「市町村合併と旧村財産に関する一考察」『日本民俗学』245, p.86; 川島武宜編 (1973) 『法社会学講座 7 社会と法 1』岩波新書, 東京, p.257などを参照。
- (2) 室田武・三俣学 (2004) 『入会林野とコモンズ』日本評論社, 東京, p.1.
- (3) 中尾英俊 (1984a) 『入会林野の法律問題』勁草書房, 東京, p.1.
- (4) 山野の草・樹木の茎葉を緑のまま水田や畑に敷き込むこと。また、その材料。かつて地力維持の重要な手段の一つ。(『広辞苑第六版』岩波書店より)
- (5) 三井 (1999) 前掲稿, pp.80-81.
- (6) 島田錦蔵 (1959) 『林政学概要 改訂6版』地球出版, 東京, p.115.
- (7) 松原邦明 (1993) 「未整備入会林野の現状と課題」『東日本入会林野研究会会報』13, p.4.
- (8) 室田ら (2004) 前掲書, p.7.
- (9) 多辺田政弘 (2004) 「なぜ今コモンズか」室田武・三俣学『入会林野とコモンズ』日本評論社, 東京, pp.217-218.
- (10) 中尾 (1984a) 前掲書, p.6.
- (11) 中尾 (1984a) 前掲書, pp.6-7 (傍点原文)
- (12) 川島武宜 (1968) 『注釈民法 (7) 物件 (2)』有斐閣, 東京, p.509 (傍点引用者)
- (13) 井上真氏による中尾 (1984a) 前掲書, pp.55-59の整理を参考とした。
- (14) 中尾英俊 (1996) 「入会権を原点から考える」『西日本入会林野研究会会報』20, p.17.
- (15) 中尾 (1984a) 前掲書, pp.62-86.
- (16) 室田ら (2004) 前掲書, pp.5-6.
- (17) 笠原六郎 (1989) 「入会林野政策の軌跡と入会の現代的意義」『林業経済研究』116, p.12.
- (18) 筒井迪夫 (1987) 『日本林政の系譜』地球社, 東京, p.3.

- (19) 笠原六郎 (1990) 「入会林野政策の軌跡」『中日本入会林野研究会会報』10, p.6.
- (20) 室田ら (2004) 前掲書, pp.8-22.

以下, 第2章第1節においては, 特段の断りがない場合本文献に基づき, また参考にして論を展開した。

- (21) 井上真 (2001) 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社, 東京, p.14.
- (22) 西川静一 (2008) 『森林文化の社会学』ミネルヴァ書房, 京都, p.114.
- (23) 日本林業技術協会 (2001) 『森林・林業百科事典』丸善, 東京, p.175.
- (24) 日本林業技術協会 (2001) 前掲書, p.175を参照。
- (25) 笠原 (1983) 前掲論文, p.7.
- (26) 関係法律条項は, 地方自治法第294条～第297条。
- (27) 川島編 (1973) 前掲書, p.264.
- (28) 関係法律条項は, 地方自治法第238条の6。
- (29) 三俣 (2006) 前掲論文, pp.72-73.
- (30) 市町村財産では, 旧村たる部落のもつ慣行上の利用権は入会権としてではなく「公法上の権利」たる旧慣使用権として規定され, 他方入会権そのものは, 明治31年施行の民法において, 私的権利として法的に保障する途を準備している。したがって, 公法上の規制を受ける公権としての旧慣使用権と, 私法上認められた財産権としての入会権が両立することになり, 地方自治法と民法上における解釈上の不統一性は, 今日まで問題として残されている。(船越昭治 (1981) 『日本の林業・林政』農林統計協会, 東京, pp.42-43)
- (31) 西川善介 (1987) 「入会林野と村落」『村落社会研究 第23集 土地と村落Ⅱ』御茶の水書房, 東京, p.56.
- (32) 部落有林野統一政策の結果, 部落有林は, 名実ともに市町村有になって入会権の解体したもので, 形式市町村有・実質部落有となったもので, 最後まで統一に反対し, 今日に至るまで部落有としてとどまっているもの, の3種類に分かれるに至った(川島編 (1973) 前掲書, p.264)。
- (33) 松原邦明 (1987) 「公有地入会と入会整備の現況」『東日本入会林野研究会会報』7, p.20.
- (34) 渡辺洋三 (1974) 『入会と財産区』勁草書房, 東京, pp.17-18.
- (35) 川島編 (1973) 前掲書, p.265.

昭和29年改正地方自治法は, 町村の配置分合のさいに協議によって新財産区を設定しうることを一般的に認めるとともに, 財産区の機関として新たに財産区管理会の制度を設け, また財産区運営の基本原則を定め, さらに財産区に対する知事の監督権限をつよめる等, 財産区の規定を整備して, 今日に至っている。／沿革からわかるとおり, 財産区には, 旧財産区と新財産区との2つのタイプがある。旧財産区は, もともと徳川時代から部落住民

の入会財産であったものを公有財産の中に入れようとした権力の政策に由来するものである。新財産区は、部落有統一を経て市町村有となったものが、戦後の町村合併にさいし、新市町有に編入されることを拒否して、旧市町村単位で財産区をつくる場合に生じるものである(渡辺(1974)前掲書, pp.18-19)。旧・新財産区ともに、基本的に財産区民が旧村(旧集落)財産の利用・管理・処分の権限を有する制度であることに変わりはない(室田ら(2004)前掲書, p.3)。なお、議会制・管理会制の違いを端的に言えば、議会制財産区は議決権を有するが、管理会制財産区は同意権しか持たないという点にあり、一般的に前者の方が所属市町村との関係において、町村財産(林野)に対する発言権や主体性を強く有している(三俣(2006)前掲論文, p.82)。泉留維らが行った全国的な調査によれば、2007年3月31日時点で財産区を設置する自治体は445(24.8%)、財産区の数 は3,704である。財産区には林野をはじめ墓地や用水池、鉱泉地(温泉)などがあるが、林野財産区の数 は2,254(63.6%)と最も多い。林野以外の財産区が地域的に偏在しているのに対し、林野財産区は全国的に広く分布している(泉留維・斎藤暖生・山下詠子・浅井美香(2008)「財産区悉皆調査報告書—ローカル・コモンズとしての財産区」平成18年度発足・科学研究費補助金・特定領域研究「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス」[グローバル時代のローカル・コモンズの管理](A03班))。

(36) 三井(1997)前掲論文, p.40.

(37) 菊間満・中鉢夏望・小川三四郎(2008)「林野コモンズ論に関する実証的研究—今日の入会林野管理と山村社会の自治」『山形大学紀要(農学)』15(3), p.165。整備後の面積内訳は、平成16(2004)年時点の数値で、整備面積56.7万haに対して(個人)分割41%, 法人成り54%, その他5%となっており、法人成りの97%が生産森林組合となっている(半田良一(2005)「入会とコモンズ」『国民と森林』93, p.12を参考とした)。

(38) 半田良一(2001)「生産森林組合と入会林野の五十年史」『林業経済』637, p.1.

(39) 生産森林組合とは、森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合である。いわゆる森林組合が、組合員の森林経営の一部の共同化を目的とするのに対し、生産森林組合は組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。すなわち、組合員が資本と労働と経営能力を提供しあって森林経営を行うものである(『森林・林業・木材辞典』(1993))。平成17(2005)年度末現在で組合数3,298, 組合員数26万人となっている(平成17年度森林組合統計)。

(40) 農事組合法人は、農業協同組合法に規定する法人で、主として農民が農地又は採草放牧地(ならびに森林を含む)を現物出資して、農業およびこれと併せ営む林業経営ならびにこれに附帯する事業を行う事業体であって、経営と労働が結びついている(中尾(1984a)前掲書, p.419)。

(41) 船越(1981)前掲書, p.247.

- (42) 矢野達雄 (2002) 「入会林野と法人の諸形態」『西日本入会林野研究会会報』25, p.20.
- (43) 半田 (2001) 前掲論文, p.3.
- (44) 中尾英俊 (1966) 「「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」について」『林業経済』215, pp.8-14など。
- (45) 船越昭治 (1989) 「入会林野の今日的課題—特に政策問題としての視点から」『林業経済研究』116, p.10.
- (46) 林野庁 (1964) 『部落有林野分割影響調査報告書』 p.1.
- (47) 武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊 (1989) 『林野入会権 —その整備と課題— 一粒社, 東京, p.232を参考とした。なお, 入会裁判の事例・歴史については, 同文献のほか中尾英俊 (1984b) 『入会裁判の実証的研究』法律文化社, 東京; 北條浩 (1978) 『村と入会の百年史』御茶の水書房, 東京, などに詳しい。
- (48) 岩手県二戸郡一戸町字小繫で起きた, 入会集団 (住民) の入会権の存否をめぐる抗争・裁判。大正6 (1917) 年から昭和41 (1966) 年の実に50年間にわたる闘いの歴史である。戒能通孝 (1964) 『小繫事件: 三代にわたる入会権紛争』岩波書店, 東京, などを参照。
- (49) 総有とは所有の概念であり, 慣習を重んじるゲルマン法における「総有」の概念にあたるものとされる。そこでは入会地の管理・処分権限は集団に帰属し, 収益の権限はその構成員にある。したがって, 個々の構成員は, 平等に林野を利用することはできるが, 近代的な共有とは異なって権利の分割や個人の持分権をもつことはできない。そのため, 転居するなどによって構成員としての資格を離れると, 権利を失うことになる (三井 (1999) 前掲稿, p.82)。
- (50) 三俣 (2006) 前掲論文, pp.77-78.
- (51) 三井昭二 (1998) 「森林管理主体における伝統と近代の地平」『林業経済研究』44(1), p.13-14.
- (52) 藤村美穂 (2001) 「「みんなのもの」とは何か」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社, 東京, p.36.
- (53) 笠原 (1989) 前掲論文, p.19.
- (54) 三俣 (2006) 前掲論文, p.86.
- (55) 船越 (1981) 前掲書, pp.41-42; 中尾 (1984) 前掲書, pp.23-33; 井上ら (2001) 前掲書, pp.215-216を参考とした。
- (56) 中尾 (1984a) 前掲書, p.33.
- (57) 入会林野整備後の生産森林組合が抱える課題については, 武井ら (1989) 前掲書に詳しい。
- (58) 林野庁 (1993) 『入会林野等整備のあり方に関する調査報告書』, p.7.
- (59) 半田 (2005) 前掲論文, p.13; 山下詠子 (2006) 「入会林野における認可地縁団体制度

の意義—長野県飯山市と栄村の事例より」『林業経済』59(8), pp.29-30.

- (60) 森林組合法第95条において、組合員の二分の一以上はその組合の行う事業に常時従事する者でなければならないこと、また組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上はその組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならないことが規定されている。
- (61) 西川善介 (1978) 『林野所有の形成と村の構造』御茶の水書房, 東京, p.415.
- (62) 菊間ら (2008) 前掲論文, p.166.
- (63) 林野庁 (1993) 前掲書, p.4.
- (64) 半田良一 (1990) 「シンポジウム「入会の今日的課題」へのコメント」『林業経済研究』117, p.34; 同 (2001) 前掲論文, pp.12-13; 同 (2005) 前掲論文, p.13.
- (65) 岡森昭則(1990) 「入会の今日的課題は何か」『林業経済研究』117, p.37.
- (66) 三井 (1999) 前掲稿, p.90.
- (67) 半田 (1990) 前掲論文, p.34.
- (68) 藤原三夫 (1988) 「入会林野の現在的位相」『中日本入会林野研究会会報』9, p.24.
- (69) 室田ら (2004) 前掲書, p.68.
- (70) 黒木三郎 (1980) 「財産区と入会権」『中日本入会林野研究会会報』1, p.4.
- (71) 岩本純一 (1997) 「地域社会の環境としての入会林野」『中日本入会林野研究会会報』17, p.8.
- (72) 清水和邦 (1981) 「入会権の解体と近代化法の理論的課題」『中日本入会林野研究会会報』2, p.3.
- (73) 藤原 (2001) 前掲論文, p.9.
- (74) 船越 (1989) 前掲論文, p.10.
- (75) 井上ら (2001) 前掲稿, p.218.
- (76) 三井昭二 (2008) 「林政学的コモンズ論の源流—入会林野論の100年とその時代背景」井上真編『コモンズ論の挑戦—新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, p.20.
- (77) 三俣学 (2008) 「コモンズ論再訪—コモンズの源流とその流域への旅」井上真編『コモンズ論の挑戦—新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, p.50.
- (78) 菅豊 (2008) 「コモンズの喜劇—人類学がコモンズ論に果たした役割」井上真編『コモンズ論の挑戦—新たな資源管理を求めて』新曜社, 東京, p.10.
- (79) 三井 (2008) 前掲稿, p.20.
- (80) 多辺田 (2004) 前掲書, p.215.
- (81) 三井 (1997) 前掲論文, p.35.
- (82) 多辺田 (2004) 前掲稿, p.215; 多辺田政弘 (1990) 『コモンズの経済学』学陽書房, 東京, p.i.

- ⑧3 井上ら (2001) 前掲書, pp.10-12.
- ⑧4 井上ら (2001) 前掲書, pp.8-9; 井上真 (1997) 「コモンズとしての熱帯林」『環境社会学研究』3, p.16。ここから以下の類型分類についてはこれらを参考としている。
- ⑧5 室田ら (2004) 前掲書, p.143.
- ⑧6 室田ら (2004) 前掲書, p.140.
- ⑧7 室田ら (2004) 前掲書, p.142.
- ⑧8 宮内泰介 (2001) 「担い手のシステムづくり—重層的コモンズ論からのアプローチ—」『林業経済』629, pp.24-25.
- ⑧9 半田 (2005) 前掲論文, p.15.
- ⑨0 室田ら (2004) 前掲書, p.143.
- ⑨1 三井 (1997) 前掲論文, p.41.
- ⑨2 三井 (1997) 前掲論文, p.43.
- ⑨3 三井 (1999) 前掲稿, p.90,91.
- ⑨4 菊間ら (2008) 前掲論文, p.175.
- ⑨5 室田ら (2004) 前掲書, p.212.
- ⑨6 井上真 (2004) 『コモンズ思想を求めて』岩波書店, 東京, p.139.
- ⑨7 井上 (2004) 前掲書, p.142.
- ⑨8 半田 (2005) 前掲論文, pp.15-16.
- ⑨9 三井 (1998) 前掲論文, p.17.
- (100) 鳥越皓之 (1997) 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3, p.6.
- (101) 菊間ら (2008) 前掲論文, p.176.